

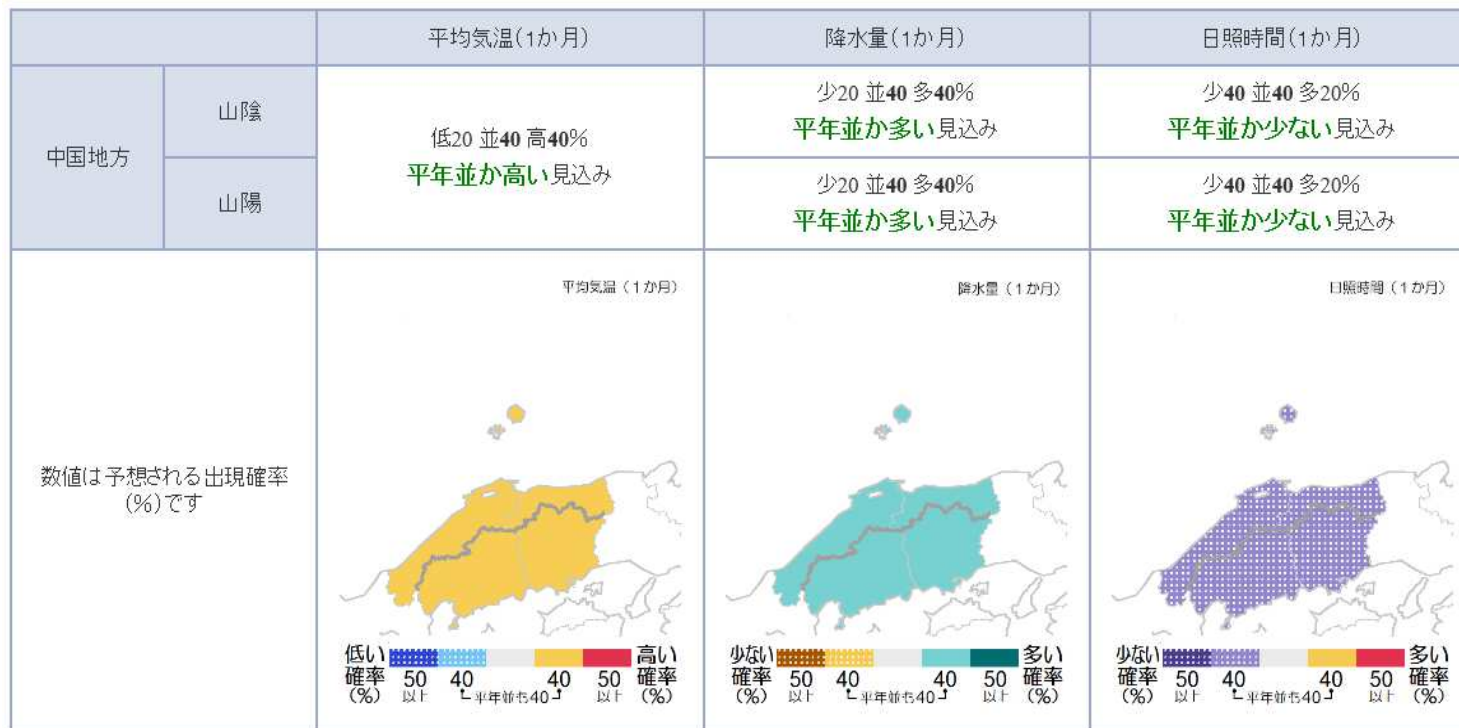
令和4年出水期の見通し

【県資料1】

向こう1か月の天候の見通し 中国地方 (05/28~06/27)

予報のポイント

- 暖かい空気に覆われやすいため、向こう1か月の気温は平年並か高いでしょう。
- 前線や湿った空気の影響を受けやすいため、向こう1か月の降水量は平年並か多く、日照時間は平年並か少ない見込みです。



向こう1か月の平年の降水量	
	降水量(mm)
鳥取	140.0
米子	157.8
境	159.2
予報期間	5月28日~6月27日

向こう3か月の天候の見通し 中国地方（06月～08月）

予報のポイント

- 暖かい空気に覆われやすいため、向こう3か月の気温は平年並か高いでしょう。
- 向こう3か月の降水量は、ほぼ平年並でしょう。

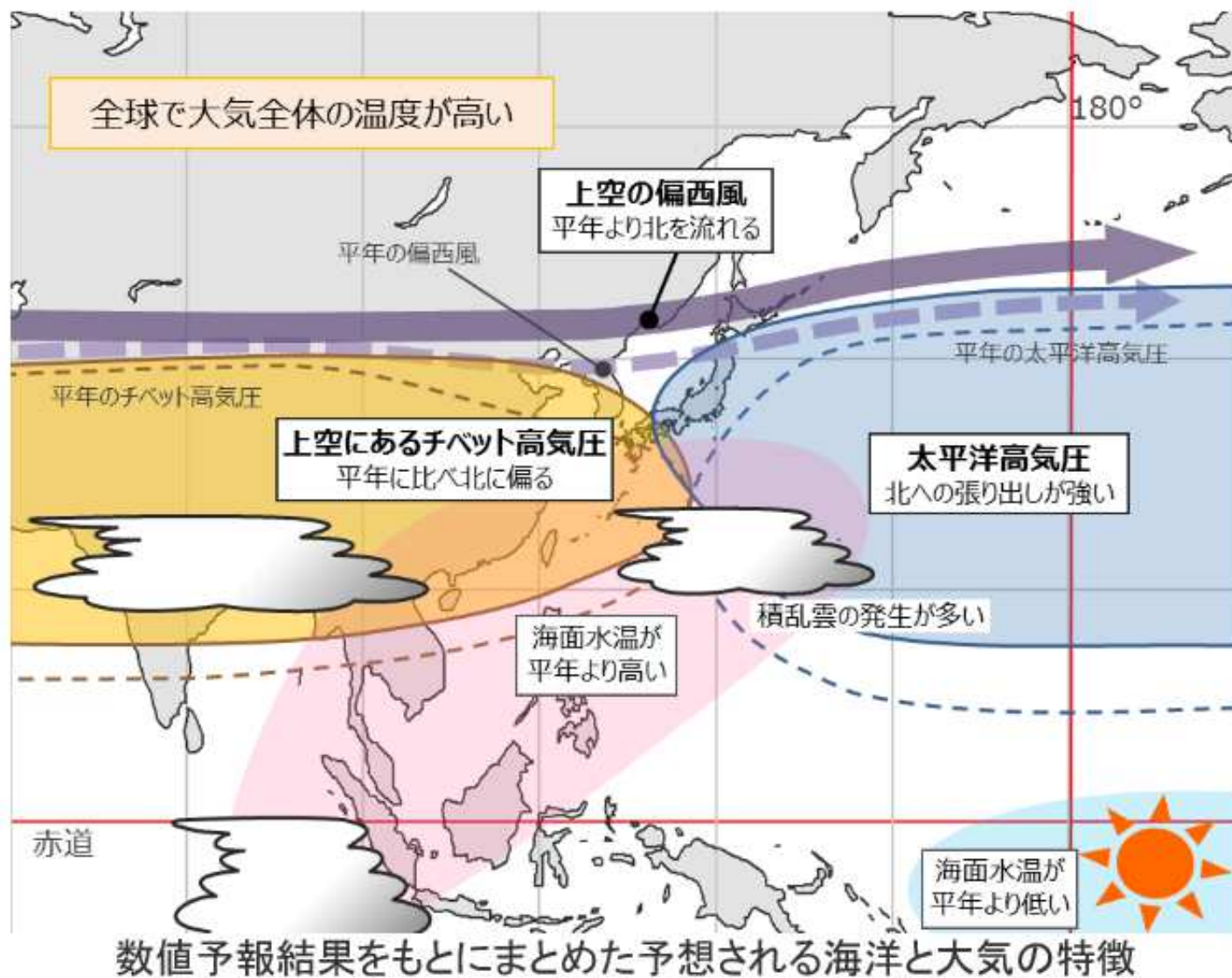
3か月の平均気温・降水量

		平均気温(3か月)	降水量(3か月)	月別の天候
中国地方	山陰	低20 並40 高40% 平年並か高い見込み	少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み	6月 前線や湿った空気の影響を受けやすく、平年に比べ曇りや雨の日が多いでしょう
	山陽		少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み	7月 期間の前半は、平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。 期間の後半は、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
		平均気温(3か月)	降水量(3か月)	8月 南からの湿った空気の影響を受けやすい時期があるため、平年に比べ晴れの日が少ないでしょう。
数値は予想される出現確率(%)です				

		降水量 06月	降水量 07月	降水量 08月
中国地方	山陰	少20 並 40 多 40 % 平年並か多い見込み	少 40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多 40 % ほぼ平年並の見込み
	山陽	少20 並 40 多 40 % 平年並か多い見込み	少 40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多 40 % ほぼ平年並の見込み
数値は予想される出現確率 (%)です		<p>降水量 6月</p> <p>少ない 確率 50 40 40 50 多い 確率 (%) 以上 平年並か40 以上 (%)</p>	<p>降水量 7月</p> <p>少ない 確率 50 40 40 50 多い 確率 (%) 以上 平年並か40 以上 (%)</p>	<p>降水量 8月</p> <p>少ない 確率 50 40 40 50 多い 確率 (%) 以上 平年並か40 以上 (%)</p>

平年の降水量 (mm)	6月	7月	8月	6月～8月
鳥取	146.0	188.6	128.6	463.3
倉吉	145.6	191.5	134.3	471.3
米子	169.5	227.2	128.4	525.1

予想される海洋と大気の特徴



ラニーニャ現象の影響で、海面水温は太平洋赤道域の中部から東部では低く、太平洋熱帯域西部では高い見込みです。

アジア大陸南部から日本の南にかけて、積乱雲の発生多いでしょう。

これらの影響により、上空の偏西風はユーラシア大陸から日本の東にかけて平年より北を流れやすい。

チベット高気圧は平年に比べ北に偏り、太平洋高気圧は北への張り出しが強いため、北・東・西日本では暖かい空気に覆われやすい見込みです。

鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会 規約
(改正案)

(設置)

第1条 「鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の対象)

第2条 協議会が対象とする行政区域は、米子市、境港市、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町とする。

(目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 第3条第1項第1号に関すること。
 - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
 - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
- (2) 第3条第1項第2号に関すること。
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る実施状況等の共有。
 - ロ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させることができる。
- 4 個別に協議する案件がある場合、別表2に掲げる構成員からの要請により、分科会を設置することができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第7条 日野川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に設置するダム洪水調節機能部会をもって当該ダム洪水調節機能部会とし、結果等については協議会が報告を求めるとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2 幹事会・部会は、原則非公開とし、幹事会・部会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

(附則) 本規約は、平成29年5月19日から施行する。

平成30年3月22日改正

令和2年5月28日改正

令和3年1月25日改正

令和4年2月17日改正

令和4年5月 日改正

別表1

鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会

(委員)

米子市長
境港市長
日吉津村長
大山町長
南部町長
伯耆町長
日南町長
日野町長
江府町長
国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長
気象庁 鳥取地方气象台長
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長
鳥取県 危機管理局長
鳥取県 農林水産部長
鳥取県 西部総合事務所 農林局長
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局長
鳥取県 県土整備部長
鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局長
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局長

(オブザーバー)

(事務局)

国土交通省 中国地方整備局 河川部
鳥取県 県土整備部 河川課

別表2

鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会幹事会

(構成員)

米子市 防災安全監
 米子市 建設企画課長
 米子市 都市創造課長
 米子市 下水道企画課長
 米子市 農林課長
 境港市 建設部長
 境港市 産業部長
 境港市 防災監
 日吉津村 総務課長
 日吉津村 建設産業課長
 大山町 総務課長
 大山町 建設課長
 大山町 農林水産課長
 南部町 総務課 防災監
 南部町 建設課長
 南部町 産業課長
 伯耆町 総務課長
 伯耆町 地域整備課長
 日南町 総務課 防災監
 日南町 建設課長
 日南町 農林課長
 日野町 総務課長
 日野町 建設水道課長
 日野町 産業振興課長
 江府町 総務課長
 江府町 産業建設課長
 国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 副所長
 国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 副所長
 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 **総括保全対策官副所長**
 気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長
 林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 鳥取水源森林整備事務所長
 鳥取県 危機管理局 危機管理政課長
 鳥取県 農林水産部 農業振興監農地・水保全課長
 鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長
 鳥取県 西部総合事務所 農林局 地域整備課長
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課長
 鳥取県 県土整備部 次長
 鳥取県 県土整備部 技術企画課長
 鳥取県 県土整備部 治山砂防課長
 鳥取県 米子県土整備局 計画調査課長
 鳥取県 米子県土整備局 河川砂防課長
 鳥取県 日野県土整備局 建設総務課計画調査室長
 鳥取県 日野県土整備局 河川砂防課長

(オブザーバー)

国土交通省 中国地方整備局 河川部
 鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 水環境保全課

(事務局)

鳥取県 県土整備部 河川課

別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、日野川、板井原川、加茂川、新加茂川、佐陀川、精進川のほか、一級河川日野川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会 規約
(改正案)

(設置)

第1条 「鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の対象)

第2条 協議会が対象とする行政区域は、米子市、境港市、西伯郡日吉津村、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町とする。

(目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 第3条第1項第1号に関すること。
 - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
 - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
- (2) 第3条第1項第2号に関すること。
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る実施状況等の共有。
 - ロ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させることができる。
- 4 個別に協議する案件がある場合、別表2に掲げる構成員からの要請により、分科会を設置することができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第7条 日野川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に設置するダム洪水調節機能部会をもって当該ダム洪水調節機能部会とし、結果等については協議会が報告を求めることとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2 幹事会・部会は、原則非公開とし、幹事会・部会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

(附則) 本規約は、平成29年5月19日から施行する。

平成30年3月22日改正

令和2年5月28日改正

令和3年1月25日改正

令和4年2月17日改正

令和4年5月 日改正

別表1

鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会

(委員)

米子市長
境港市長
日吉津村長
大山町長
南部町長
伯耆町長
日南町長
日野町長
江府町長
国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長
気象庁 鳥取地方气象台長
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長
鳥取県 危機管理局長
鳥取県 農林水産部長
鳥取県 西部総合事務所 農林局長
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局長
鳥取県 県土整備部長
鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局長
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局長

(オブザーバー)

(事務局)

国土交通省 中国地方整備局 河川部
鳥取県 県土整備部 河川課

別表2

鳥取県西部地区流域治水及び減災対策協議会幹事会

(構成員)

米子市 防災安全監
米子市 建設企画課長
米子市 都市創造課長
米子市 下水道企画課長
米子市 農林課長
境港市 建設部長
境港市 産業部長
境港市 防災監
日吉津村 総務課長
日吉津村 建設産業課長
大山町 総務課長
大山町 建設課長
大山町 農林水産課長
南部町 総務課 防災監
南部町 建設課長
南部町 産業課長
伯耆町 総務課長
伯耆町 地域整備課長
日南町 総務課 防災監
日南町 建設課長
日南町 農林課長
日野町 総務課長
日野町 建設水道課長
日野町 産業振興課長
江府町 総務課長
江府町 産業建設課長
国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 副所長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 副所長
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 副所長
気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長
林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 鳥取水源森林整備事務所長
鳥取県 危機管理局 危機管理政課長
鳥取県 農林水産部 農業振興監農地・水保全課長
鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長
鳥取県 西部総合事務所 農林局 地域整備課長
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課長
鳥取県 県土整備部 次長
鳥取県 県土整備部 技術企画課長
鳥取県 県土整備部 治山砂防課長
鳥取県 米子県土整備局 計画調査課長
鳥取県 米子県土整備局 河川砂防課長
鳥取県 日野県土整備局 建設総務課計画調査室長
鳥取県 日野県土整備局 河川砂防課長
(オブザーバー)
国土交通省 中国地方整備局 河川部
鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 水環境保全課
(事務局)
鳥取県 県土整備部 河川課

別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、日野川、板井原川、加茂川、新加茂川、佐陀川、精進川のほか、一級河川日野川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

~~日野川圏域~~鳥取県西部地区県管理河川外の減 災に係る取組方針 (第2期方針)

(案)

~~平成30年3月22日 策定~~

~~令和元年5月22日 改定~~

~~令和2年5月28日 改定~~

令和4年5月 日

~~日野川圏域~~県管理河川の

鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、
日南町、日野町、江府町、気象庁鳥取地方气象台、
国土交通省中国地方整備局、農林水産省中国四国農政局、
鳥取県

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 県管理河川の特徴と主な課題
 - (1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況
 - (2) 過去の洪水による被害状況
 - (3) 対応すべき課題流域の抱える問題点
4. 現状の取組状況と課題
 - (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - (2) 水防に関する事項
 - (3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項
 - (4) 河川管理施設の整備に関する事項
 - (5) 防災教育等に関する事項
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
 - (1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
 - (2) 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
 - (3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供
7. フォローアップ

改定履歴

平成30年3月22日 第1期（計画期間：平成29年度～令和3年度）策定
令和元年 5月22日 改定 平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難の有り方研究会の提言等を追加
令和2年 5月28日 改定 令和元年「水防対策検討会」及び「防災避難対策検討会」に係る提言等を追加
令和4年 5月 日 第2期（計画期間：令和4年度～令和8年度）策定

1. はじめに

鳥取県では、人口減少・少子高齢化が進む状況下で、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、地域の豊かな資源や特性を活かして将来にわたり発展していくため、『~~鳥取県元気づくり総合戦略(平成27年10月策定、平成28年6月改定)~~鳥取県令和新時代創生戦略(令和2年3月策定、令和3年4月改定)』において、「~~県内から消滅可能性都市をゼロ~~」にすることを目標として掲げ「~~とっとり創生による持続可能な地域社会の実現~~」を目指す姿として掲げ、人口減少対策など鳥取発の地方創生に向けた取組を推進している。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、観測史上最大となる降雨が頻発し、全国的に洪水による堤防決壊等の大規模な水害が多発している中、『鳥取県国土強靱化計画(~~平成28年3月策定~~) (第2期計画) (令和3年3月)』を策定して、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に取り組んでいる。

そのような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。~~する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度がさらに高まることが懸念される。~~

~~翌年の、平成28年8月には、相次いで発生した台風に伴う豪雨により、北海道及び東北地方の各地で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。~~

~~さらに、平成30年7月豪雨では、中四国地方を中心に土砂災害や河川氾濫が発生し、また、愛媛県の肱川(野村ダム・鹿野川ダム)や広島県の野呂川(野呂川ダム)など多数のダムにおいて、計画規模を上回る降水により異常洪水が発生し、下流域で氾濫被害が発生した。このような大雨特別警報が発表された数十年に一度の豪雨に加えて、住民に避難行動を促す行政の対応の難しさ、住民の防災意識など様々な要因が重なって人的被害拡大につながってしまった。~~

~~また、令和元年東日本台風(19号)では東日本の広範囲に大雨をもたらし、千曲川や阿武隈川などの国管理河川、中小の都道府県管理河川において堤防が同時多発的に決壊するなど甚大な浸水が生じ、ここでも多くの人的被害が発生した。堤防決壊の主たる要因は、越水が長時間継続したしたことにより堤防の~~

~~川裏側が浸食を受けて決壊に至ったものと考えられる。~~

本県においても、近年短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間100mm以上の局地的豪雨を観測するなど、大規模氾濫の懸念が高まっている。

これらの災害をうけこのため、国管理の大河川だけではなく、都道府県等が管理のする中小河川においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められている。

~~本県においても、近年短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間100mm以上の局地的豪雨を観測するなど、大規模氾濫の懸念が高まっている。~~

一方、県内河川は全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短い上、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。その上、県管理河川の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多いため、必ずしも治水安全度が確保できていない河川も存在する。さらに県管理河川は、国管理河川に比して、格段に河川数が多く総管理延長も長いことから、河川状況の詳細な把握が困難な状況となっている。

また、人口最少県である本県では、人口減少、少子高齢化が顕著に進んでおり、地域コミュニティの変化に伴い等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動のほか実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。

しかし、そのような中でも、「人と人の絆」で結ばれた鳥取の強みをさらに伸ばし、いつまでも地域社会の中で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しており、平成28年10月に発生した鳥取県中部地震でも「人と人の絆」の力が発揮されている。

こうした背景や経緯を踏まえ、県西部の県管理河川においても、河川管理者、沿川市町村等の関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成29年5月19日に設立した。さらに、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、「鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)として令和4年2月16日に組織改正を行った

本協議会では、県管理河川の特性や治水事業の現状、本県の実情を踏まえ、令和3年度までに行う減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「日野川圏域県管理河川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめている。これを推進してきたところである。

令和4年度を迎え、本協議会では令和3年度までの取組方針に引き続き、令和8年度までの「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指した防災・減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、「鳥取県西部地区県管理河川外の減災に係る取組方針（第2期方針）」としてとりまとめたところである。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うとともに、個別課題については、国・県・関係市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進して、社会全体で洪水に備える「水防意識社会」を再構築してモデル的に検討を行い、協議会・幹事会で検証し、取組を拡大していくなど、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4-3条第1項第2号に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
米子市	市長
境港市	市長
日吉津村	村長
大山町	町長
南部町	町長
伯耆町	町長
日南町	町長
日野町	町長
江府町	町長
国土交通省中国地方整備局	日野川河川事務所長
〃	倉吉河川国道事務所長
〃	出雲河川事務所長
気象庁	鳥取地方気象台長
農林水産省中国四国農政局	中国土地改良調査管理事務所長
鳥取県	危機管理局長
〃	農林水産部長
〃	西部総合事務所農林局長
〃	西部総合事務所日野振興センター日野振興局長
〃	県土整備部長
〃	西部総合事務所米子県土整備局長
〃	西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局長

3. 県管理河川の特徴と主な課題

※()は課題番号

(1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況

○県管理河川の特徴

県内河川は、全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短く河床勾配も急であるため、降雨のピークから流出までの時間が短く、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。~~(ア)~~

○県管理河川の本備及び管理の状況

県管理河川の本備は、限られた予算の中で効率的・効果的な対策を進めるため、浸水常襲地区や市街地等の水害リスクの高い地区など緊急性の高い河川を重点本備しているところであり、現状の本備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多い。~~(イ)~~

県管理河川の河川数と延長は、45水系295河川・約1,300kmであり、国管理河川の3水系15河川・約122kmに対して、格段に河川数は多く延長も長いことから、水位観測などが十分に行われていない河川も多く、河川状況の詳細な把握が困難な状況である。~~(ウ)~~

また、流域内に多数の河川をかかえ、管理延長も長いことから、出水が複数箇所です同時に発生した場合、情報伝達等が複雑となる問題を抱えている。~~(エ)~~

○河川管理施設の老朽化の進行

鳥取県の既存の河川管理施設の多くは、老朽化が進行しており、今後の維持管理・更新費等の増大が見込まれており、財政面での制約がある中、適切な機能維持や補修、更新が困難となることが懸念されている。~~(オ)~~

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和39年7月山陰北陸豪雨洪水

米子地方は未曾有の集中豪雨に見舞われ、その雨量は2日間で283mmを記録した。そのため、各河川は氾濫し、加茂川沿川の米子市長砂地区では堤防が決壊するなど各地で浸水、山崩れが続出し、床上浸水713戸、床下浸水6,208戸、全壊家屋4棟、半壊家屋9棟等の被害が発生した。

米子市上安曇では法勝寺川支流の小松谷川が決壊、農家47戸がほとんど軒下までつかる被害が発生した。

○平成10年10月台風10号洪水

台風10号の影響で前線の活動が活発となり、県内各地で多量の降雨をもたらし、多くの河川で洪水となった。

法勝寺川でも数箇所では河岸崩壊が発生し、また、日南町霞の日野川流域では床下浸水5戸の被害が発生したほか、米子市青木地区では内水氾濫により床下浸水7戸の被害が発生するなどした。

○平成23年9月台風12号洪水

台風12号は、日本の南海上をゆっくりと北上し、強い勢力を保ったまま高知県東部に上陸、その後もゆっくりと北上し岡山県南部に再上陸、中国地方を北上して鳥取県を通過し山陰沖に抜けた。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が流れ込んだことにより、県内で大雨となり、大山町大山では総雨量938.5mmを記録した。

佐陀川においては、増水に伴う河岸侵食により堤防が決壊寸前となり、160世帯524人が避難した。計画規模を超えていない出水でも、堤防の脆弱部で決壊の可能性はあり、適切な危険箇所の把握と監視、有事における迅速かつ効果的な情報伝達の必要性があらためて認識された。

○平成30年7月豪雨等

鳥取県内では大雨特別警報が初めて発表され、7月3日0時から9日10時までの降水量は、智頭町智頭508.5mm、鳥取市佐治町483.0mm、若桜町若桜447.0mmなど平年の7月1カ月の2倍以上の降水量を5日余りで更新するなど県東部を中心に記録的豪雨となった。この結果、公共土木施設や農林施設等に極めて甚大な被害が発生した。河川の状況としては、千代川が戦後2番目の流量となり、県管理の4河川（大路川、塩見川、勝部川、私都川）でも氾濫危険水位に到達するなど、広島県、岡山県、愛媛県と同様の甚大な人的被害や住家被害が発生する危険が差し迫った状況にあった。

また、この年の9月末からの台風24号が豪雨をもたらし、県中西部を中心に公共土木災害等が発生。7月豪雨災害と合わせ平成最大の公共土木施設被害額となった。

○令和3年7月豪雨

鳥取県内では、中・西部を中心に線状降水帯の発生による非常に激しい雨が降り続き、この年の6月から提供が開始された「顕著な大雨に関する情報」が初めて発表され、境港市境観測所では、7月12日に観測史上1位となる時間雨量80.5mmを記録する大雨となった。境港市新屋付近では、内水氾濫により床上1戸、床下30戸などの浸水が発生、各地で道路冠水や土砂崩落により交通機関に大きな乱れが発生した。

(3) 対応すべき課題流域の抱える問題点

○人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下

人口減少や少子高齢化が進むとともに、地域コミュニティの変化等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動の実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。^(カ)

また、本県では、近年大規模な水害を経験していないこと、人口減少・少子高齢化による避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在等により、避難誘導が困難な状況になってきている。^(キ)

住民の自助・共助の取組を一層広め高めるとともに、住民避難に関しても地域と行政の連携を一層推進する必要がある。^(ク)

○危険な場所からの立ち退き避難

住民等に対し、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）、浸水深が大きい区域並びに長期間浸水が継続する区域からの立ち退き避難を強力に促す必要がある。^(ケ)

○市町村・住民等の適切な判断・行動

河川管理者等から提供される防災情報のわかりにくさや説明不足等もあり^(コ)、避難情報（避難勧告指示など）や防災気象情報（特別警報等の防災気象情報、氾濫危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、河川氾濫浸水深や土砂災害警戒区域等のハザード情報など）の意味（とるべき行動を含む）が住民に十分に浸透しておらず、危険性に対する行政と住民の認識に差がある状況にある。^(イ)

また、避難情報、防災気象情報が空振りとなることを許容する住民の意識醸成や、リードタイムを取って発出されていることへの理解が不十分であることから、避難情報の早期発出が逆効果（住民の避難情報に対する信頼を低下）という状況もある。^(ウ)

一方、市町村の防災担当者の水害に対する経験やノウハウの蓄積が不十分な場合もあり^(ク)、いざというときに適切に判断し行動することができないことが懸念される。

○安全で安心して過ごせる避難所の開設

乳幼児・高齢者・障がい者等要配慮だけでなく、多くの人にとって避難所の環境が十分でないことが避難行動を躊躇させる要因の一つとなっていると思われる。また、開設した避難所の情報が住民に正確に伝わらず、安全性に疑問が持たれた例があった。^(エ)

○水防体制の脆弱化

水防団員の減少・高齢化等が進行し、水防活動に従事する人員の減少が見込まれ、水防管理団体である市町村等の水防体制の脆弱化が懸念されている中で、近年、水防活動は量的にも質的にも増加しており、多岐にわたる水防活動を的確に実施できなくなることが予想される。^{-(サ)-}

○「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

鬼怒川での水害では、堤防の未整備箇所が決壊したが、河川整備を進めるためには上下流バランスの確保等を図る必要があり、また財政等の制約もあることから、氾濫の危険性の高い区間であっても早期に解消することが困難な場合があり、大規模な洪水に対して被害の軽減を図るためには、従来の「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することには限界がある。^{-(シ)-}

また、令和元年東日本台風（19号）では越水による堤防決壊が相次ぎ、堤防決壊を完全に阻止することは困難であることを認識させられたことから、決壊までの時間を稼ぐ対策としての堤防強化を重点的に進め、あわせて特に越水が顕著であったバックウォーター区間では河道掘削・樹木伐採による河積の確保も行い、安全な住民避難につなげることが必要である。

○正常性バイアスによる避難の遅れ

「自分は災害にあわないという思い込み」や平成30年7月豪雨の被災地で見受けられた「洪水や土砂災害による被害を受けても2階に逃げれば大丈夫だと思った」などの正常性バイアスを打破し、災害を我がこととして考え、住民自身による自発的で適切な避難行動を促す取組が必要である。^{-(ス)-}

○適切な避難のための情報提供・共有

・中小河川の水害リスク情報等の提供

県管理の中小河川においては、洪水の到達時間が短く、避難のためのリードタイムを確保することが困難な河川が多いことなどから、浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が進んでいない。^{-(セ)-}

水位周知河川等に指定されていない河川においては、避難**勧告指示**等の発令を支援するための水位情報が提供できていない。^{-(ソ)-}

直轄河川の支川など浸水リスクの高い箇所においては、バックウォーター現象による氾濫が発生することを前提として、河川情報の発信を強化し、早期の住民避難につなげる必要がある。また、越水状況や決壊箇所など氾濫発生に関する情報を確実に発信し、安全な住民避難に繋げる必要がある。

- ・水害リスク情報等の市町村長への確実な伝達
緊急時における河川管理者からの情報が「ホットライン」により市町村長に伝わらない場合がありえ、確実な避難勧告指示等の発令に支障が生じるおそれ繋げていく必要がある。^{-(タ)-}
 - ・樋門・水門、排水機場等の操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備
住民に樋門・水門、排水機場等の機能を理解してもらい、これらの操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備し、住民へ早めの避難行動を促す必要がある。^{-(チ)-}
 - ・切迫感のある避難情報、早期・確実な伝達
現在の防災情報の表現や内容、情報発出単位(例えば、〇〇市全域などの広域)では、十分に切迫感が感じられないと思われる。また、避難情報が就寝時間帯に発出された場合や屋外拡声器のみの防災行政無線の場合は、避難情報が確実に伝達できていない状況がある。^{-(ホ)-}
- 要配慮者利用施設管理者等の防災情報の理解不足と避難確保計画策定作成の必要性の認識不足等と避難訓練の確実な履行
防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されていないうえ、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、要配慮者の早期避難に支障が生じるおそれがある。^{-(テ)-}
また、要配慮者の避難は一般の者より多くの時間を要するが、避難支援体制が十分構築されていない状況にある。^{-(カ)-}
平成29年6月の水防法・土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化された。作成した計画に基づく平時からの継続的な避難訓練の実施により、避難の実効性を確保していく必要がある。
- 内水対策の検討
内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討しておく必要がある。^{-(ト)-}
- 流域一体となった総合的な流木対策の検討
流木を原因とする災害に対する対策は、これまで各分野で個別に実施しており、より効率的に行う必要がある。
流木による閉塞状況や災害発生の可能性、下流域の危険情報などが流域全体で共有されていない。^{-(ナ)-}
- ダム放流の安全・避難対策

計画規模を超過する降水に対して、事前放流等により貯水容量を十分に確保するダム操作などの対応が求められていることから、~~(き)~~できるだけ正確なダム放流予測ができるよう、高精度なダム流入量予測システムの導入が望まれる。加えて、多目的ダムや利水ダムについても、関係機関で情報共有を図り、可能な限り事前放流等を行い流域全体で洪水調節容量を確保することが重要。

また、県河川では、ダムの持つ機能やダム放流に伴うリスク（浸水エリア）等の住民周知が不十分であり、適切な避難行動がとられないおそれがある。~~(く)~~

さらに、ダム放流時に警報局及び警報車によりサイレン吹鳴や放送を行っているが、ダム放流情報が確実に住民まで伝達できていない可能性があり、また、リードタイム（避難に要する時間）を考慮した早期伝達できていない状況にあることから、ダム機能の理解と併せ流域住民の安全な避難行動に結びつく効果的な広報の方法について検討する必要がある。~~(つ)~~

以上の課題を踏まえ、**日野川圏域鳥取県西部地区県管理河川外**の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 協議会設置時現状の取組状況（平成30年2月現在）と課題

日野川圏域鳥取県西部地区県管理河川外における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

（別紙－1 参照）

（1）情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	課題番号
想定される浸水リスクの地域住民への周知	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水位周知河川（日野川、板井原川、加茂川、旧加茂川、佐陀川、精進川）については計画規模降雨、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図は公表して済みであり、現在、これらの想定最大規模降雨における想定区域図の作成・公表に向け作業を進めている。 ○水位周知河川等以外の河川の浸水リスク図についても、鳥取県独自の簡易手法（「鳥取方式」）により実施し公表した。 ○計画規模のハザードマップ（HM）は全戸配布して周知している。市町村のホームページ等でも公表している。 	
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていない。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模の浸水想定区域の取り扱いと周知方法について検討していく必要がある。 ●ハザードマップ等の目的や使い方が住民に十分理解されていないことが懸念される。 	BA
	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水想定に応じた避難先の考え方について更なる周知が必要。 ●想定最大規模の降雨時の避難先や避難方法を検討する必要がある。 	CB
	<ul style="list-style-type: none"> ●水位周知河川等以外の河川の想定最大規模降雨における浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていないため、住民に説明できない。 	DC
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川水位や雨量情報等を県ホームページ（防災情報）等で情報提供している。 ○水位周知河川等について、河川水位に応じた「水防警報」や「避難判断水位」を定め、関係市町村向けに通知している。（関係市町村：FAX） ○河川管理者（米子県土整備局長、日野県土整備局長）と関係市町村長との情報伝達の手段として「ホットライン」を構築している。 ○各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。 	

	課題	●洪水予報等の防災情報の意味がやその情報による対応が住民には十分認知されているとはいえ、とるべき行動に繋がっていないことが懸念される。	ED
		●提供された情報の内容と、その時の気象状況が一致しないことがあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	FE
		●水位周知河川等以外の河川では避難勧告等の発令基準となる避難判断水位等の情報がない。	G

項目	現状と課題		課題番号
避難指示勧告等の発令基準	現状	○地域防災計画に河川毎に記載している発令基準を定めているが、河川水位のみならず（河川水位）のほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況等を総合的に判断し発令している。	
	課題	●避難指示等を発令するタイミングや発令範囲について、浸水範囲が広いため、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。 ●想定最大規模降雨と判断できるような事前情報がないため、計画規模降雨時の避難計画から想定最大規模降雨時の避難計画への切替えの判断が難しい。	HF
		●河川ごとの総合的なタイムラインが必要である。また、早めの避難が必要になることから、早い段階でのより精度の高い予報が必要。	IG
		●市町村長に対し、助言を行う者の育成が必要である。 ●水位周知河川等以外の河川では浸水想定区域の設定がないため、避難勧告等を発令する範囲をどこまでにするのか判断に困る。	JH
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	○防災行政無線の戸別受信機や屋外スピーカー、広報車公用車や水防団、自治会長、民生委員等により拡声器等で避難情報等を発信、又は連絡をしている。 ○各種情報をアラート、あんしんトリピーメール、地デジデータ放送、ホームページ、ケーブルテレビ、エリアメール緊急速報メール等の様々な手段で伝達している。	
	課題	●高齢者、外国人、障がい者等への情報伝達方法の検討が必要が不十分である。	KI
		●現在の事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより理解でき、かつ行動できる伝達内容とする必要がある防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。	LJ
		●住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。 ●情報の錯綜を防ぐための情報管理方法の検討が必要。	MK NL
避難場所※1、避難所※2、避難経路	現状	○避難場所等については、市町村の地域防災計画に定め、広報誌、ハザードマップやホームページ等により周知している。 ○避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。	
	課題	●想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対して、現在の時の避難場所、避難計画経路等の説明が困難であるが設定できていない。	OM

		<ul style="list-style-type: none"> ●複数の河川の氾濫が予想されるので、避難経路や避難場所について、複雑かつより具体的な対応が求められる。 ●水位周知河川等以外の河川で、避難場所や避難経路の浸水に対する安全性が確認できていない。 	PN
避難誘導體制	現 状	○警察官や市町村の職員、水防（消防）団員の他、自治会や自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたっている。	
	課 題	●悪天候下や深夜などの時間帯での誘導體制や人員の確保が必要である。	GO
		●想定最大規模洪水時の避難方法や手段、誘導體制が整っていない。	R

※1 避難場所:災害対策基本法第49条の4(同施行令第20条の3)に規定する施設又は場所

※2 避難所:災害対策基本法第49条の7(同施行令第20条の6)に規定する施設

(2) 水防に関する事項

項目	現状と課題	課題番号
河川水位等に係る情報提供	現状 ○県から市町村へはファックス、Lアラート、あんしんトリピーメール、水位到達メール等で情報提供している。 ○市町村からは電話、防災行政無線、ホームページ、広報車、メール、 ケーブルテレビ 等により情報提供している。	
	課題 ●気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 ●水防団員への正確かつ迅速な情報提供の徹底と指示体制の検討が必要である。	SP TQ
河川の巡視区間	現状 ○消防団員と兼任する水防団員が管轄区域の巡視を行っている。 ○平常時は河川監視員等により定期的に巡視を実施している。	
	課題 ●河川巡視のタイミングや 確認方法について検討が必要ポイントが十分把握されていない。	UR
水防訓練	現状 ○国、県、市町村で水防訓練、水防講習会を実施している。 ○独自の水防訓練等を行っている市町村もある。	
	課題 ●出水の状況に応じて実施すべき水防工法が理解されていない。 ●東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ていない（web講習のみ）。 ●水防工法についてのアドバイザー派遣など、水防技術継承のための継続的な取り組みが必要である。	V WS
水防資機材の整備状況	現状 ○国、県、各市町村で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄しており、適宜補充している。	
	課題 ●水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。	XT
	課題 ●資機材が不足した際の応援体制の確認が必要である。 ●より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。	YU ZV
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状 ○非常用電源の整備等を行っている。	
	課題 ●想定最大規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策の必要性について検討が必要である。 ●想定最大降雨時の代替施設や移動経路や手段の確保の検討が必要である。	AAW ABX

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	○国、県は排水ポンプ車を保有し、出水に備え訓練、点検等を行っている。水門、排水樋門等は市町等へ操作委託を行い、点検、訓練を行っている。	
	課題	● 想定最大規模降雨に対する排水方法や体制が整っていない。 ●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画施設の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画設置や効果的な操作、適正な管理についての検討が必要である。	AG ADY

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
堤防等河川管理施設の現状および今後の河川整備	現状	○河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備、内水対策のための排水機場整備、浸透流対策などの質的強化対策を行っている。(加茂川、精進川、小松谷川、日野川、水貫川、佐陀川)	
	課題	●改修の必要性・緊急性を見極め効率的・効果的な対策を引き続き進めていく必要がある。 ●越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。	AEZ AEAA
河川管理用通路等の状況	現状	○管理用通路が未整備、未舗装であったり、除草等が不十分な河川もある。	
	課題	●水防活動や河川管理を適切に行うため、管理用通路を管理、整備する必要がある河川もある。 ●管理用通路の整備が不十分な河川もある。	AGAB

(5) 防災教育等に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
小中学生を対象とした防災教育、防災学習	現状	○小中学校と連携した水害(防災)教育を実施している。	
	課題	●年間カリキュラムの中に授業の一環として定期的な時間を取ることは難しい。	AHAC
		●学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。	AIAD
地域住民に対する防災知識の普及 防災教育、防災学習	現状	○自治会や自主防災組織に出前講座を行っており、水害に関する説明会を実施している。	
	課題	●防災教育や水防訓練などは毎年度実施しているが、具体的な防災知識普及のための研修などは不足している。 ●地域住民や行政関係者等において、防災に対する理解が不十分である。	AKAF
		●防災リーダーの育成が必要である。	ALAG

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和3-8年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

河川整備率が低く、また、急流河川で水位上昇が急激な県管理河川の特徴を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、ハード整備とソフト対策が一体となったとっとりらしい防災・減災対策に取り組み、「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
- ②鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
- ③住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

- ・ 人口減少、少子高齢化が進行する中、正常性バイアスを打破し、住民が自発的に適切な避難行動をとれるように、本県の強み「人と人の絆」を活かした支え愛防災マップづくりやマップを活かした水防災訓練、「体験型」「実践型」の防災学習・教育等を通じ、自助・共助の学習や地域コミュニティの形成など、地域防災力の強化を図る。（平成29年度から継続実施）
- ・ 行政と地域が連携して避難体制を構築することが重要であり、そのためには、防災リーダーの育成を推進する。地域における防災リーダーは、災害時に戸別の声かけによって避難を促進し、地域で要配慮者の避難行動を支援するなど地域の防災力向上の牽引者であり、また、行政と住民をつなぎ、自助・共助・公助が一体となった防災体制の要となる者である。
- ・ 行政から出される防災情報は、具体的で誰にでもわかりやすい内容で発信され、住民に確実に伝達されることが必要であり、また、緊急時には切迫性を持った情報発信が必要であるため、住民の理解と行動が向上するよう、啓発、浸透に一層努める。
- ・ 水防活動の効率化や水防体制の強化を図るため、洪水に対しリスクの高い河川堤防の脆弱部（越水、侵食、浸透）を重点監視区間に定め、重点的に点検するとともに、河川監視カメラや簡易水位計等を設置するなど、市町村、水防団等と情報共有できる基盤整備を進める。（平成29年度から順次継続実施）
- ・ 鳥取大学と連携し、ICTを活用した危険箇所の定期観測・経年データ蓄積、点検を担う人材育成（防災ボランティア、住民等）などを進め、鳥取方式による地域と一体となった水防・河川管理を推進する（平成30年度から継続実施）とともに、流下能力対策等のハード対策を着実に実施する。（継続実施）あわせて、バックウォーター区間などの堤防強化対策を進める。（令和2年度から順次継続実施）
- ・ 避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在による避難誘導の困難さ、県管理の中小河川における急激な水位上昇など、鳥取県の実情や県管理河川の現状を踏まえ、早めの避難判断基準等の運用を図る継続する。（平成29-

年度継続実施)

- ・ ~~水位周知河川等については、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域等を作成・公表する。(平成29年度目標)~~
- ・ ~~水位周知河川等以外は、「鳥取方式」洪水浸水リスク図により概ねの浸水範囲を想定し、避難勧告等発令範囲の目安となるよう、市町村へ情報提供を行う。(平成30年度目標)~~
また、~~浸水深等をより実感できるよう電柱等への浸水深表示などを行う。~~
(令和2年度から順次継続実施)
- ・ ~~これらの洪水浸水想定区域等に基づき、避難場所等を検討・設定し、ハザードマップや支え愛防災マップへ反映するとともに、防災行動計画(タイムライン)を作成し、これに基づく訓練等を実施し、検証及び充実に図っていく。(平成29年度から随時継続実施)~~
- ・ ~~要配慮者利用施設における避難体制確保のため、施設管理者を対象とした防災に関する説明会を開催するとともに、関係機関が連携して避難確保計画の作成や避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援する。(平成29年度～令和3年度継続実施)~~
- ・ ~~水門・樋門、排水機場等に係る地元住民への水害リスクの周知や警戒避難情報等の連絡体制の整備を行うとともに、これらの運用規則の点検・確認を行う。(平成29年度から継続実施)~~
- ・ ~~内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討する。(平成29年度から順次継続実施)~~
- ・ ~~ダム放流情報の関係機関への伝達方法を確認するとともに、住民への確実な伝達方法の検討を行い、ダム放流伝達訓練や、ダムの貯留及び放流の影響を考慮した防災情報伝達訓練を実施する。(平成29年度から継続実施)~~
また、~~ダムの治水能力を上回る事象が発生した場合のリスクを事前に市町村や住民に十分に周知するとともに、多目的ダム・利水ダムも含め適切なダム操作について、関係者との調整等を行っていく。(平成30年度から順次継続実施)~~
- ・ ~~流木対策として、流木による閉塞の危険箇所(トラブルスポット)を抽出した上で、過去に流木被害が発生するなど重点的な対策が必要な代表流域において、森林、砂防・治山施設、ダム・ため池、河川等での流木対策の効果検~~

証と効率的・効果的な手段及び施工順序等を検討する。

さらに、流域内の異なる箇所で同時に発生する閉塞状況や災害発生の可能性の周知、下流域への危険情報の伝達方法などを関係市町村と一緒に検討する。

「流域一体となった総合的な流木対策計画」に基づき、森林、砂防・治山施設、ダム・ため池、河川等の各管理者と連携して対策を進める。

- ・ 利用しやすい避難所等の整備は避難率を上げることにつながるため、資機材等の環境整備を図ることや、避難対象地域から遠くない安全な施設を選定し、迅速に開設するなど、障壁となる要素を排除し、あらゆる人が避難しやすい避難所環境を確保するよう努める。（令和元年度から順次継続実施）

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－２参照）

(1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

主な取組項目	課題番号	目標時期 (年度)	取組機関
<地域の防災体制づくり>			
■地域の支え愛防災マップづくりを通じた地域防災力向上の取組			
①防災学習、出前講座等の実施	キ, ス, イ, ウ, エ B, E, L, M, AK, A, D, J, K, AF	H29から* 継続実施	協議会全体
②現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	キ, コ, ス, ウ, カ , B, E A, D	H29から* 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
③支え愛防災マップ等を活用した防災訓練の実施	キ, コ, ス, ウ , B, E A, D	H29から* 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
■住民主体の防災体制づくりの推進			
④防災リーダーの育成	キ, あ, い, う , B, M, AL, A, K, AG	継続実施*	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県、気象台
⑤自主防災組織等の研修、講師の派遣	キ, B, E, L, M, AK, AL A, DK, AF, AG	継続実施*	協議会全体
⑥自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携	あ	継続実施*	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
■安全で安心して過ごせる避難所の開設			
⑦必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	え	継続実施*	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
⑧家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	え	継続実施*	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
⑨住民による避難所自主開設の体制整備や円滑な避難のための支援組織等との連絡体制強化	え	継続実施*	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県

＜住民の水害に対する心構えと知識を備える方策＞			
■防災学習・教育、意識啓発			
⑥鳥取型防災教育の充実・拡大・促進（体験型・実践型で水害の危険性を学習）	ヨ, ス, あ, B, O, AL, AM A, M, AG	H29 から※ 継続実施	協議会全体
⑦水害・土砂災害等に関するシンポジウム	ヨ, ス, B, E, L, M, AK A, D, J, K, AF	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県、気象台
⑧地域の防災学習会、出前講座等	ヨ, ス, B, E, L, M, AK A, D, J, K, AF	H29 から※ 継続実施	協議会全体
■行政等の防災力向上			
⑨河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	ケ, AK AF	H29 から※ 継続実施	協議会全体
⑩市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	テ, カ, N L	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 江府町

（２）鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

主な取組項目	課題番号	目標時期 (年度)	取組機関
＜河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進＞			
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進			
⑪重点的な流下能力対策 (バックウォーター区間含む)	イ, AE Z	継続実施	米子市、鳥取県
⑫堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	イ, AE Z	H29 から 順次継続 実施	鳥取県
⑬計画的な予防保全型維持管理の推進	ホ, AG AB	継続実施	鳥取県
■危機管理型ハード対策の推進			
⑭県管理河川において、堤防天端の保護を目的とした舗装等を実施	シ, AF AA	H29 から 順次継続 実施	鳥取県
＜河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化＞			
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
⑮重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標の設置等	ウ, エ, カ, キ, ヴ, F, T, U E, Q, R	H29 から 順次継続 実施	鳥取県

■水防活動の効率化及び水防体制の強化			
⑮ ICTの導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積	ホ	H30から 継続実施	鳥取県
⑯点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）	ホ、U R	H30から 継続実施	鳥取県
⑰出水時における水防団・市町村との連携・役割分担の検討	ホ、サ、T、U Q、R	H29から 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県
⑱地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	エ、あ、N L	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県
⑳重要水防箇所の見直しと水防団との共同点検及び水防資機材の確認	ホ、サ、X、Y、Z T、U、V	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県 中国地整
㉑水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	ホ、サ、Q O	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
㉒水防団間での連携・協力に関する検討	ホ、サ、Y U	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
㉓総合防災訓練・水防講習会の実施	ホ、サ、V、W S	継続実施※	協議会全体
＜平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策＞			
■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組			
㉔浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	ホ、トAC、AD Y	H29から※ 順次実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県 中国地整
㉕浸水常襲地区等における市町村・県・国の役割分担を踏まえた内水を含めた排水対策の推進	ト	H29から 順次実施	関係市町村 鳥取県、中国地整
㉖ダムの変換な運用について、操作規則等の総点検の実施	ツ	H29※継続 実施	鳥取県、中国地整
㉗ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	ツ	H29から 継続実施	関係市町村 鳥取県 中国地整

■流域一体となった総合的な流木対策の推進			
②⑨ 流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の検討推進	ナ	H29から 継続実施	関係市町村 鳥取県
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
②⑨ 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	N, AA, AB L, W, X	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日南町 日野町、江府町
③⑨ 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）	AA, AB W, X	H29から※ 継続実施	米子市、南部町 日南町、江府町
■ダム放流の安全・避難対策			
④⑨ 利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整	キ	R1継続 実施	鳥取県、中国地整
④⑨ 流入量予測の精度向上	キ	R2継続実 施	鳥取県、中国地整
④⑨ ダム下流の浸水想定区域図の作成	ク	R1継続 実施	鳥取県、中国地整
④⑨ 水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	ク	R1継続 実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町 日野町、江府町 鳥取県、中国地整
④⑨ ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	ク	R1継続 実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町 日野町、江府町 鳥取県、中国地整
④⑨ 堆砂対策の推進	キ	R1継続 実施	鳥取県
④⑨ ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	ク、キ	R1から 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町 日野町、江府町 鳥取県、中国地整
④⑨ 避難タイムライン作成、避難訓練の実施	ク、キ	R1から 継続実施	鳥取県

(3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

主な取組項目	課題番号	目標時期 (年度)	取組機関
<水害リスク情報等の共有>			
■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有			
③①想定最大規模の洪水浸水想定区域等の公表	ク, シ, A, C, O	H29	鳥取県
③②水位周知河川等の指定促進	ウ, セ, D, G, J, P C, H, N	H29から 順次実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県
③③浸水実績等の周知	セ, A	H29から* 順次実施	米子市、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県
■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有			
③④「鳥取方式」洪水浸水リスク図による概ねの浸水範囲等の情報提供	セ, ニ, D, J, P	H29～H30	鳥取県
想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供	C	R4～R7	鳥取県
③⑤浸水実績等の周知	セ, C, D, J, P B, C, H, N	H29から* 順次実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 江府町、鳥取県
■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討			
③⑥県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用	ア, イ, ウ, エ, オ, F E	H29から 継続実施	米子市、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県
③⑦水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	セ, D, G C	H30から* 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県 気象台
<円滑かつ迅速な避難の実現>			
■住民等の主体的な避難の促進			
③⑧住民にわかりやすいハザードマップの作成・改良	ク, コ, イ, エ, B, E, L, R A, D, J	H30*継続 実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県

③⑨ 広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	ク,エ,C,H,O,R B,F,M	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、中国地整
④⑩ ハザードマップの電子版の公表や想定浸水深等のまちなかでの表示や3次元CG画像公開	ク,コ,A,C,M B,K	H30から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、鳥取県
④⑪ スマートフォン等の位置情報を活用した情報の入手システムの検討	ク,コ,お,か,A,C,M B,K	H30継続 実施	鳥取県
④⑫ ホームページやデータ放送等のわかりやすい画面への改良や説明の表示	ク,コ,お,か,E D	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 鳥取県
④⑬ ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	コ,お,か,M K	H29から※ 継続実施	協議会全体
④⑭ 県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施	ク,コ,お,I G	H29から 継続実施	米子市、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、気象台 中国地整
④⑮ 各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」や「避難スイッチ」の取組推進	ク,コ,あ,い,し J	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県
④⑯ 円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	ク,コ,お,E D	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
④⑰ 河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）	コ,お,か,E,M D,K	継続実施	鳥取県
④⑱ あんしんトリピーメールの改良（水位情報追加）	コ,ク,お,か,F,S	H29～H30	鳥取県
④⑲ プッシュ型の洪水情報の発信	ク,コ,ク,お,か,F,M,S E,K,P	H29～H30 継続実施	鳥取県

㊦防災サインの普及促進	お、か、K I	H29から※ 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
■要配慮者利用施設における確実な避難			
㊦施設管理者への説明会実施	て、か、AK AF	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、気象台 中国地整
㊦避難確保計画の作成や避難訓練の実施 (平成29年水防法改正等により義務化)	て、か、AK AF	H29～R3 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、中国地整
■市町村長による避難勧告等の適切な発令のための環境整備			
㊦ 氾濫の拡大が時系列的にわかるシミュレーションの提供、公開(浸水ナビ)	た、け、A、C、F、O	H29	鳥取県
㊦避難勧告等の目安となる河川水位情報の自動配信	ア、た、F、S、T E、P、M	継続実施	鳥取県
㊦河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	た、う、F、S E、P	H29から 継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
㊦過去の洪水時の雨量と水位の関係整理	た、F、H E、F	H29から 継続実施	鳥取県、気象台
㊦県管理河川の水位予測の検討	た、F、H、I	R3	鳥取県

※目標時期が各機関により異なるため、詳細は別紙-2を参照

7. フォローアップ

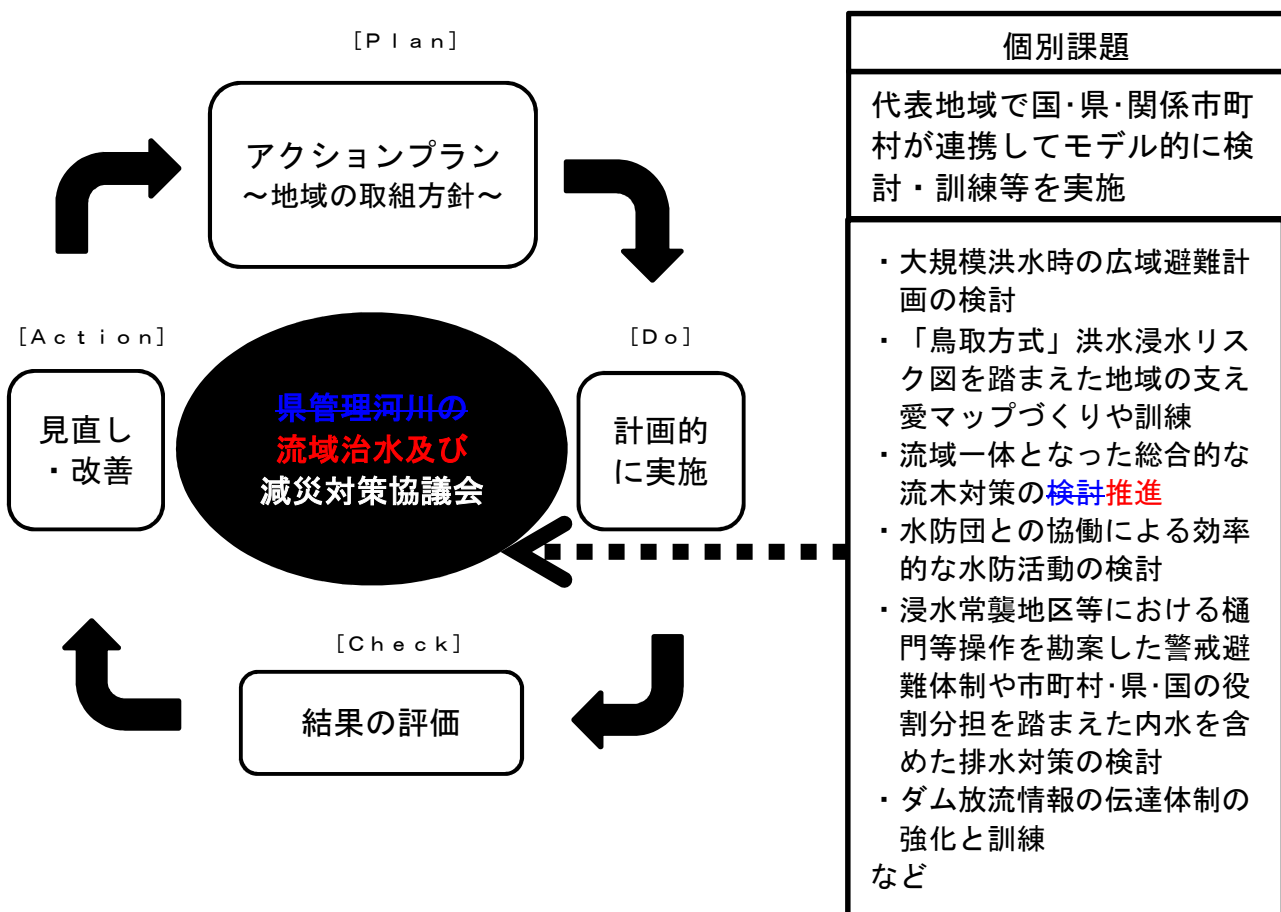
各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

また、鳥取県国土強靱化地域計画における関連施策とともに、総合的かつ計画的に実施するため、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルによるスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行い、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

大規模洪水時の広域避難計画検討などの個別課題については、代表地域において国・県・関係市町村が連携してモデル的に検討・訓練等を行い、協議会・幹事会で検証し、取組を拡大していく。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。



① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方气象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
現状	<ul style="list-style-type: none"> 最大想定規模降雨における洪水ハザードマップを全戸配布並びにホームページ上で公開している。 計画規模降雨における洪水ハザードマップを全戸配布並びにホームページ上で公開しているが、想定最大規模降雨における洪水ハザードマップの作成及びホームページでの周知を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、米川を含む内水氾濫ハザードマップを作製予定 	<ul style="list-style-type: none"> 日野川の、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域も踏まえ、平成31年3月にハザードマップを作成し全戸配布を行った。ホームページ等での周知を行っている。 ハザードマップの作成及びホームページ等での周知を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップを全戸配布（平成18年6月）並びにホームページ上で公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県管理河川の浸水想定も踏まえ、ハザードマップの作成及び村ホームページ等での周知を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県管理河川の浸水想定にもとづいたハザードマップを全戸配布（令和2年4月）並びにホームページ上で公開している。 浸水想定区域の想定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域に属する世帯及び自治会へハザードマップの配布を行った。2年に1回の風水害による防災訓練での周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川である板井原川をはじめ、町内主要河川の浸水想定区域を掲載した日野町防災マップを全戸、防災関係機関及び要配慮者利用施設等に配布するとともに、町ホームページで公表している。 町内の河川である板井原川において、計画規模降雨における洪水浸水想定区域を日野町のホームページ等で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度にハザードマップを改定して全戸配布し、またホームページでも周知を行う。 浸水想定区域の設定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川（佐陀川、精進川、加茂川、旧加茂川、日野川、板井原川）について、計画規模降雨における洪水浸水想定区域図を作成し、県のホームページ等で公表済みであり、現在これらの想定最大規模降雨における想定区域図もの作成→公表をしているに、向け作業を進めている。 水位周知河川以外の河川については、浸水範囲を明記した鳥取浸水リスク図について公表している浸水想定を実施しておらず浸水リスク情報を提供できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日野川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を日野川河川事務所ホームページ等で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川等 県管理の水位周知河川等の想定最大規模降雨における浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていない。 想定最大規模の浸水想定区域の取扱いと周知方法について検討していく必要がある。 ハザードマップ等の目的や使い方が住民に十分理解されていないことが懸念される。 浸水想定に応じた避難先の考え方について更なる周知が必要。 想定最大規模の降雨時の避難先や避難方法を検討する必要がある。 	
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定に応じた避難先の考え方について更なる周知が必要。 浸水想定区域の変更により避難所の位置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 低地における内水氾濫への取り組み強化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を反映したハザードマップの作成を検討。 浸水想定区域の変更により避難所の位置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正を踏まえた県管理河川の浸水想定に準じたハザードマップの作成、周知を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水深の色による区分けの表示が、従来よりも広くなったため、具体的（何mくらい）な浸水深がイメージしづらくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 配布している防災マップ（ハザードマップ）では浸水リスクがイメージしにくいと思われる。 想定がないので、住民への浸水リスクの説明ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のハザードマップのみでは浸水リスクがイメージし辛い為、ハザードマップの見直しを検討しているもの、なかなか着手できない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の浸水想定区域の取扱いと周知方法等について検討していく必要がある。 浸水想定に応じた事前の備え、避難行動について更なる周知が必要。 国、県の防災学習等を活用して専門知識の学習。 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 水位の名称が多数あり一般住民が分かりにくい。 現在の切迫性、とるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。 外国人、障がい者等へ、確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 防災情報の意味が理解されず、取るべき行動につながっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の改定により、新たに浸水想定区域（鳥取方式洪水浸水リスク図）を掲載するため、これについて周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川については、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域等を早期に既に公表しているが、住民に浸水リスクを認識していただく必要がある。 水位周知河川以外の河川についても、浸水リスクを情報提供する必要はある。 公開している情報が住民にわかりやすい情報となっているか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川等以外の河川 水位周知河川等以外の河川の浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていないため、住民に説明できない。 	

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
洪水時における河川管理者等から関係機関への情報提供等の内容・タイミング	現状	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報の提供を受けている。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報の提供を受けている。	・水位通報河川が指定されており、水防団待機水位及びはん濫注意水位の到達情報の通知がある。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報の提供を受けている。 ・防災に対応する部署を作り、防災専門員を設けた。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。 ・情報伝達の手段としてホットラインを構築している。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報の提供を受けている。	・河川水位や雨量情報等を県ホームページ（防災情報）等で情報提供している。 ・水位周知河川等について、河川水位に応じた「水防警報」や「避難判断水位」を定め、関係市町村向けに通知している。 ・局長と関係市町村長との情報伝達の手段として「ホットライン」を構築している。 ・各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。	・河川水位や降雨等の状況に応じて、避難等に資する「洪水予報」を日野川河川事務所と共同発表することとしている。（FAX、メール） ・気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。 ・特別警報を発表する場合には、気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。	・水位、雨量情報については、ホームページ等で情報提供している。 ・河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や「避難判断水位」を（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・決壊、越水等重大災害発生のある場合には、日野川河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。	・洪水予報等の防災情報の意味がやその情報による対応が住民には十分認知されていないこと、とるべき行動に繋がっていないことが懸念される。 ・提供された情報の内容と、その時の気象状況が一致しないことがあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。 →水位周知河川等以外の河川では避難勧告等の発令基準となる避難判断水位等の情報が無い。
	課題	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、対応に苦慮することがある。 →避難判断水位及びはん濫危険水位の設定がないため、情報が来ない。	・情報を受け次第、早目・わかりやすい情報提供に努めたいと考えているが、洪水予報等の防災情報の意味が住民に十分認知されていない。とるべき行動に繋がっていない。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、対応に苦慮することがある。 ・国、県と連携しながら家庭及び地区で取り組むマイ・タイムラインの検討を促進する。	・河川管理者は、ロスなく確実に水位情報、水防警報を関係機関に伝達する必要がある。 ・防災行動計画（タイムライン）及びホットラインの運用を開始したばかりであり、今後の運用上の問題点等の検証が必要である。	→洪水予報等について、的確な情報をよりタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。 ・防災行動計画（タイムライン）及びホットラインの運用を開始したばかりであり、今後の運用上の問題点等の検証が必要である。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 ・水位の名称が多数あり、一般住民が分かりにくい。 ・現在の切迫性、とるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。 （防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。） ・外国人、障がい者等へ確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 →防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。	
避難指示勧告等の発令基準	現状	・氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれのあるとき。 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認められたとき	・河川が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇により、氾濫危険水位に近接すると想定される等洪水の恐れがあるとき発令する。	・国土交通省や県が提供している洪水予報、河川の水位等の情報のほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断して発令する。 法勝寺川において、2箇所まで水位を確認する。	・氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位を超え、又は越え、なお水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断して発令する。 ・堤防の決壊に繋がるような漏水を発見した時又は決壊した時。	・河川が町が設定したはん濫注意水位を超え、なお水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断して発令する。	・国土交通省や県が提供している洪水予報、河川の水位等の情報のほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断して発令する。	・地域防災計画であらかじめ定めた基準に基づき、実況の気象や気象予想、流域雨量等を総合的に判断して発令する。 →発表した場合には、防災無線を通して住民へ周知するほか、関係市町村と報道機関等へ連絡を行っている。	・地域防災計画で、発令の判断基準を定め、気象状況等を総合的に判断して発令する。 →国土交通省や県が提供している洪水予報、河川の水位等の情報のほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断して発令する。	・県地域防災計画に河川毎に発令基準を定めているが、河川水位のみならず水位上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象条件を総合的に判断して発令している。 ・避難指示勧告等の判断基準となる水位が、国と県で一致していないため、関係市町村が混乱しないよう当面の県の運用基準を周知している。		・避難指示等を発令するタイミングや発令範囲について、浸水範囲が広いと、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。 →想定最大規模降雨と判断できるような事前情報がないため、計画規模降雨時の避難計画から想定最大規模降雨時の避難計画への切替の判断が難しい。 ・河川ごとの総合的なタイムラインが必要である。また、早めの避難が必要になることから、早い段階でのより精度の高い予報が必要。	
	課題	・河川ごとにタイムラインが異なるため、河川ごとの総合的なタイムラインが必要である。また、早めの避難が必要になることから、早い段階でのより精度の高い予報が必要。	・避難指示を発令するタイミングや発令範囲について、浸水範囲が広いと、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。	・夜間に避難指示勧告等を発令する際、事前に情報提供しておかなければならない。 ・情報提供範囲をあらかじめ定めておかなければならない。	・対法改正により避難指示等を発令するタイミングが難しくなった。 →避難勧告等を発令するタイミングや発令範囲について、浸水範囲が広いと、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。	・浸水想定区域内で水位に基づいた避難範囲を事前にどう設定するか、浸水想定区域内の自治会等との調整が必要。 →浸水想定区域の設定がないため、避難勧告等を発令する範囲をどこまでにするのか判断に困る。	・河川が町内広範囲に広がっており、浸水想定区域ごとの細かな基準が定まっていない。 →また、河川ごとの情報収集体制も十分ではない。 ・カメラ・水位計が増えたことにより判断がしやすくなった。	・避難情報の発令区域を絞り込むことの認識が、土砂災害を含めた判断となり、発令対象地域以外の安全を担保できないなど、リスクマネジメント上、発令対象地域を広域化せざるを得ない。	・これまで発令は町全域に対して行っていたが、災害リスクにより範囲を絞って発令することも検討する。 →浸水想定区域の指定がないため、避難勧告等を発令する範囲をどこまでにするのか判断に困る。	・現時点では、国ガイドラインと県の避難指示等の判断基準となる水位に不整合がある。 ・市町村長に対し、助言を行う者の育成（増員）が必要である。 ・県も市町村職員の研修に積極的に関わり、防災担当者の育成に努める必要がある。 →計画規模（策定済）と想定最大規模（今後策定予定）の洪水浸水想定区域図の使い分け等、規模毎の災害時の対応を明確にする必要がある。	・市町村長に対し、助言を行う者の育成が必要である。 →水位周知河川等以外の河川では浸水想定区域の設定がないため、避難勧告等を発令する範囲をどこまでにするのか判断に困る。		

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
住民等への 情報伝達の 体制や方法	現状	・避難勧告等については、次の手段により伝達を行う。 ・防災行政無線、防災ラジオ、あんしんトリビメール、ホームページ、ツイッター、テレビ、ラジオでのテロップ放送、市の広報車 ・消防団員や自治会長、民生委員、自主防災組織での連絡や広報	・避難勧告等については、次の手段により伝達を行う。 ・防災行政無線、あんしんトリビメール、ホームページ、ラジオでのテロップ放送、市の広報車など	・住民への避難指示勧告等の情報伝達については、様々な手段を用いて、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意して伝達する。 ・防災行政無線、広報車（町広報班・消防団） ・町ホームページ ・ケーブルテレビ等 ・拡声器付き広報車、町職員、消防団員と兼任する水防団員による巡視により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して伝達する。	・避難準備情報発令時には、防災行政無線、屋外スピーカー、ケーブルテレビ、エリアメール、消防団が兼務する水防団へのメール、町職員へのメール。	・伝達関係 防災行政無線放送、文字放送、広報車、自治会長・消防団への連絡、避難行動要支援者への連絡、村HPへの掲載等により、全ての住民に伝わるよう留意して伝達する。	・住民への避難勧告等の情報伝達については、防災行政無線、広報車、町ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、自治会（自主防災組織）、町職員、消防団員と兼任する水防団員に連絡し、関係地域内の全ての住民に伝わるよう留意して伝達する。	・防災行政無線放送、文字放送、広報車、自治会長・消防団への連絡、避難行動要支援者への連絡、町HPへの掲載。	・町内全戸に設置された防災行政無線、町ホームページ、エリアメール等を通して適宜必要な情報を伝達している。	・防災行政無線放送、文字放送、広報車、自治会長・消防団への連絡、避難行動要支援者への連絡、町HPへの掲載。	・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、及びCATV等で発信している。 ・水位情報、水防警報をあんしんトリビメール、BizFAX、アラートで発信している。	・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供	・高齢者、外国人、障がい者等への情報伝達方法の検討が必要が不十分である。 ・現在の事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより理解でき、かつ行動できる伝達内容とする必要がある防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。 ・住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。
	課題	・高齢者や障がい者、外国人等へのより細やかな対応が必要。 ・災害等の情報を住民自らが得るための、手段や方法の周知	・高齢者や障がい者、外国人等へのより細やかな対応が必要。 ・災害等の情報を住民自らが得るための、手段や方法の周知	・高齢者や障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討が必要。	・避難準備情報等を視覚及び聴覚に障害のある方、またはその両方の障害をお持ちの方にどのように伝えるか。 ・情報の錯綜を防ぐための情報管理方法。	・高齢者や障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討が必要。	・現在の切迫性やとるべき行動について、住民へより理解でき、かつ行動できる伝達内容とする必要がある。 ・高齢者、障がい者、外国人等情報が伝わりにくい方への情報伝達手段方法の検討が必要がある。	・高齢者、障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討。 ・外国人へは事業者を通じて伝達してもらうようにしている。	・現在の切迫性、とるべき行動について、住民へより分かりやすい情報とする必要がある。 ・外国人、障がい者等へ確実、迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・防災気象情報の意味が理解されず、とるべき避難行動につながらない危険性がある。 ・避難情報、避難行動の空振りを許容する住民意識の醸成（信頼性の向上）	・高齢者、障がい者、外国人等への情報伝達の検討	・住民等が、水位情報、ライブカメラ等日常的に利用に慣れることが必要。 ・事態の切迫性、とるべき行動について、住民へ分かりやすい情報とする必要がある。 ・外国人、避難行動要支援者障がい者等へ確実、迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。	・情報の錯綜を防ぐための情報管理方法の検討が必要。	
避難場所・ 避難経路	現状	・避難場所等については、市の地域防災計画に定め、市の広報誌やホームページ、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うこととしている。 →避難経路についても、地域防災計画により定めているが、災害種別により指定する避難場所までの経路を使用することとしている。協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。	・避難場所等については、市の地域防災計画に定め、市の広報誌やホームページ、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、出前講座等で地域住民自ら確認し判断できるよう促している。	・避難場所等については、町のホームページや指定避難所リストの配布、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、地域において避難場所までの避難経路等について検討している。	・地域防災計画で避難所を23カ所設定しハザードマップにより周知している。	・避難場所等については、村のホームページや指定避難所リストの配布、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。	・避難場所等については、町地域防災計画に定め、ハザードマップの配布やホームページ等により周知している。 ・避難経路については、定めていないが、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努めている。	・町ホームページや地元説明会、防災訓練の際の避難所リストの配布。 支え愛マップ作成時での避難場所、避難経路確認。	・避難場所等については、地域防災計画に定め、町ホームページ、指定避難場所リストの配布、指定避難所の位置を掲載した日野町防災マップを配布してハザードマップにより周知している。 →避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。	・避難場所等については、町地域防災計画に定め、ハザードマップの配布やホームページ等により周知している。	→県管理河川について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、関係自治体によるハザードマップ作成の支援をしている。	・日野川における、想定最大規模降雨による浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を日野川河川事務所のホームページ等で公表し、自治体で作成するハザードマップ作成の支援をしている。	→水位周知河川等→ ・想定最大規模降雨における浸水想定区域図の避難場所、避難経路等の説明が困難であるが設定できていない。 ・複数の河川の氾濫が予想されるので、避難経路や避難場所について、複雑かつより具体的な対応が求められる。 →水位周知河川等以外の河川→ →避難場所や避難経路の浸水に対する安全性が確認できていない。
	課題	・この度公表された想定最大規模の降雨における、浸水想定区域と浸水深が拡大されたことと、複数の河川の氾濫が予想されるので、避難経路や避難場所について、複雑かつより具体的な対応が求められる。	・ハザードマップ、出前講座等により周知を徹底する必要があるが、コロナ禍の影響や対応する人員が不足している。	・公表された想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対して、現在の避難場所、避難計画等の説明が困難である。 ・新たな指定避難所の確保ができるか検討が必要。 ・避難経路は、災害の状況により変わるため避難路を特定することは困難である。 ・避難所となる公民館の多くが浸水想定区域内に存在している。	・避難経路については全集落を対象に実施している防災説明会で依頼はこなっているが、設定に至っていないのが現状。	・村内全域が浸水想定区域となる。災害の状況により避難経路を選定する必要があるため、特定の経路を定めることは困難である。	・特定の経路が定まっている。	・移動に車を必要とする地区で、特に住民の人数が少なく、高齢者の多い地区において、避難方法の確保が困難である場合が想定される。 ・複数の自治体を想定した共助のあり方、自主防災体制を検討する必要がある。	・今年度ハザードマップを改定し、新たに浸水想定区域を掲載するため、避難場所・避難経路について見直しを行い、周知を図る必要がある。 →浸水想定区域の設定がないため、特定の避難経路の設定が困難である。	・今年度ハザードマップを改定し、新たに浸水想定区域を掲載するため、避難場所・避難経路について見直しを行い、周知を図る必要がある。 →浸水想定区域の設定がないため、特定の避難経路の設定が困難である。	・今年度ハザードマップを改定し、新たに浸水想定区域を掲載するため、避難場所・避難経路について見直しを行い、周知を図る必要がある。 →浸水想定区域の設定がないため、特定の避難経路の設定が困難である。	・今年度ハザードマップを改定し、新たに浸水想定区域を掲載するため、避難場所・避難経路について見直しを行い、周知を図る必要がある。 →浸水想定区域の設定がないため、特定の避難経路の設定が困難である。	・今年度ハザードマップを改定し、新たに浸水想定区域を掲載するため、避難場所・避難経路について見直しを行い、周知を図る必要がある。 →浸水想定区域の設定がないため、特定の避難経路の設定が困難である。

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
避難誘導体制	現状	・警察官や市の職員、消防団員の他、自治会や自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたる。	・警察官や市の職員、消防団員の他、自治会や自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたる。	・町職員、自主防災組織、消防団員と兼任する水防団員が連携して危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・災害対策本部の指示により、地区防災代表、区長及び消防団員が誘導者となる。 ・また警察官も特に急を要する場合は避難を指示し誘導にあたる。	・村職員、水防（消防）団員、自主防災組織等が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を行う。	・町職員、水防（消防）団員、自治会（自主防災組織）が連携し、警察の協力を得ながら避難誘導を行う。	・自主防災組織員、自治会長及び消防団員などが誘導者となる。	・町職員、水防（消防）団員、自主防災組織等が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を行う。	・町職員、自主防災組織、消防団員と兼任する水防団員が連携して危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。			<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候下や深夜などの時間帯での誘導体制や人員の確保が必要である。 →想定最大規模洪水時の避難方法や手段、誘導体制が整っていない。
	課題	・悪天候下や深夜などの時間帯での誘導判断や大規模災害の際の誘導する人員の確保。	・誘導員を対象とした訓練の不足	・深夜などの誘導体制と人員確保が必要。	・夜間に避難指示勧告が発令された際に誘導者となる人員が少ない場合の対応 ・大雨により洪水が発生した場合、同時に複数の災害が発生していることが想定され、日中だとしても人員配置を考慮する必要がある。	・深夜などの誘導体制と人員確保。	・悪天候下や深夜などの時間帯での安全に避難できる人員や体制の確保。	・特に夜間での体制と人員確保。 ・気象台の予測に期待している。	・安全な時間帯での避難誘導を行うことが基本であるが、仮に夜間や状況が悪化した場合に避難誘導を行う場合の体制と人員確保。	・深夜などの誘導体制と人員確保が必要。	→タイムラインを作成し、市町村による避難誘導体制構築の支援をする。		

②水防に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
水防関係者等への河川水位等に係る情報提供	現状	・米子市地域防災計画の水防計画に規定している通報系統図による。		・ホームページ、ケーブルテレビ、防災無線等での周知。	・防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、広報車、エリアメール等で周知	・防災行政無線、ホームページ、広報車、メール、SNS、電話等による。	・防災無線、ケーブルテレビ、ホームページ、メールなど。 ・水防団長には電話で連絡。	・河川水位等の情報は防災行政無線等で発信している。	・防災行政無線、ホームページ、広報車、メール、電話等による。	・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、及びCATV等で発信している。 ・水位情報、水防警報をあんしんトリピーメール、BizFAX、アラートで配信している。	・水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ・防災行動計画（タイムライン）の伝達系統図等により情報伝達を行っている。	・水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 ・水防関係者への正確かつ迅速な情報提供の徹底と指示体制の検討が必要である。
	課題	・より状況に即した情報の提供が必要。消防団員と兼任する水防団員への情報提供を行うため、水位上昇予測の情報が必要。		・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。	・視覚及び聴覚に障害のある方、またはその両方の障害をお持ちの方にどのように伝えるか。 ・水防（消防）団員への水位情報の提供	・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。	・消防団員と兼任する水防団員への確実に情報伝達ができる手段の確保が必要	・消防団員への正確かつ迅速な情報提供と指示体制。	・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。 ・インターネットを利用したリアルタイム防災気象情報の活用促進（状況の可視化）。	・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。	・気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 →水位情報、監視カメラ、量水標等日常的に利用に慣れることが重要である。		
河川の巡視区間	現状	・特に定めていないが、水防警戒情報等により、消防団員と兼任している水防団員に巡視を依頼している。		・各消防団員と兼任する水防団員が管轄する範囲の河川区間	・過去の被害箇所その他特に重要な危険箇所重点を置く	・特に定めていないが、各消防団員と兼任する水防団員の管轄区域における河川について巡視を行うこととしている。	・特に定めていないが、各消防団員と兼任する水防団員が管轄する範囲の河川について巡視を行っている。	・各消防団分団の管轄区域での巡視を行う。	・特に定めていないが、各消防団員と兼任する水防団員が管轄する範囲の河川について巡視を行っている。	・特記する取組み実績なし。	・出水期前に、県の総合水防訓練を実施している。	・直轄管理区間において、出張所において巡視を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川巡視のタイミングや確認方法について検討が必要。 →河川巡視のタイミングや確認方法について検討が必要
	課題	・水防警戒情報による河川巡視を依頼する時間が難しい。		・河川巡視のタイミングや確認方法について検討が必要。	・巡視時の確認方法（チェックポイント）及び報告方法の統一化	・河川を巡視する時期や確認の方法の習得が必要。	・河川を巡視する時間や確認の方法。	・巡視のポイント、確認の方法の習得。	・河川を巡視する際の安全管理、確認方法及び連絡手段等の再徹底が必要	・河川を巡視する時間や確認の方法。			
水防訓練	現状	・水防研修（座学）を予定していたが、コロナ禍により中止とし、各分団にDVDを配布し、分団ごとに研修を行ってもらった。		・国や県主催の水防訓練が県西部地区で開催される場合には参加し、様々な工法の習得に努めている。	・消防団員を対象に、米子消防署南部出張所の指導のもと積み土叢工法等の訓練を実施	・国や県主催の水防訓練が県西部地区で開催される場合には参加し、様々な工法の習得に努めている。	・町独自では、実施していない。 3年に1回の県水防訓練に水防団員（消防団員）が参加している。	・毎年度内容を検討しつつ、6月末に行っている。	・国や県主催の水防訓練が県西部地区で開催される場合には参加し、水防工法の習得に努めている。 →特記する取組み実績なし。	・特記する取組み実績なし。	・水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が開催する水防訓練に要請に基づいて防災気象情報（模擬）を提供している。		<ul style="list-style-type: none"> →出水の状況に応じて実施すべき水防工法が理解されていない。 ・東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ない（web講習のみ）。 →水防工法についてのアドバイザー派遣など、水防技術継承のための継続的な取り組みが必要である。
	課題	・知識として身に着けることは、できると思うが、実際に行動してみる必要がある。			・水防団は消防団も兼ねているため、水防に関する知識にたけた人材もいないため、なかなか独自の水防訓練の実施は難しい。（土嚢作りは、年1回程度実施。）	・水防団は消防団も兼ねているため、水防に関する知識にたけた人材もいないため、なかなか独自の水防訓練の実施は難しい。	・消防団員以外の参加率も高く、課題は特に無し。継続して行っていきたい。	・消防団が水防団も兼ねているため、独自の水防訓練の実施が困難。	・東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに、近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ない（web講習のみ）。				

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ	
水防資機材の整備状況	現状	・主要な河川については、ある程度の資機材は確保している。	・主要な河川については、ある程度の資機材は確保している。	・一定の資機材整備は実施している。	・町としても資機材を整備しているが不足資機材がある場合は、南部町建設業協会と災害時における応急対策業務等に関する協定を結んでおり必要に応じて資機材の提供を受けることができる。	・一定の資機材整備は実施している。	・一定の資機材整備は実施している。	・ひととおりの資機材や、土のうの備蓄などは行っている（役場の防災倉庫）。	・ホームセンターとの協定、分散備蓄。	・一定の資機材整備は実施している。	・一定の資機材整備は実施している。	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充している。	・根固ブロックや大型土のう等を所定の場所に備蓄し、適宜補充している。	・水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。
	課題	・広範囲の被害に対応するために資機材の保管場所の確保。	・より充実した資機材を揃える必要があるが費用面の問題等がある。	・より充実した資機材を揃える必要があるが費用面の問題等がある。	・資機材が不足した際の応援体制の確認 ・保管場所や費用面の問題	・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。	・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。	・資機材が不足した際の応援体制の確認。 ・保管場所や費用面の問題等がある。	・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。	・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。	・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。	・気象状況が激甚化していく中、水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。		・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	・公民館や学校等の避難施設について、耐震化等の整備を進める。また、本庁舎については、電力確保対策として、自家発電機をの設置したを検討する。	各施設については、電力確保対策として、自家発電機又はポータブル発電機を設置した。	・災害対策本部を設置する役場本庁舎への非常用発電機整備等を行うの活動拠点としての機能を確保する。	・庁舎等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。	・村内全域が浸水想定区域となるため、防災拠点となる役場庁舎の非常用電源及び電算システムは高所に設置し、最低限の水害対策にとどまる。	・防災拠点になる庁舎（本庁、支所）は浸水想定区域にはないため、特に水害時の対応は定めていない。 →庁舎等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。	・庁舎や病院、現地での災害対策拠点となる地域振興センターには非常用電源を配備している。	・役場の電源位置を見直す計画がある。	・防災拠点となる役場の非常用電源及び電算システムは高所に設置し、防災活動拠点としての機能を確保する。	・庁舎等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。	・計画規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。（各総合事務所等）	・鳥取地方気象台（鳥取第3地方合同庁舎）について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域から外れている。	・想定最大規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策の必要性について検討が必要である。
	課題		施設によっては避難の状況等により、電力の不足や燃料の不足が懸念される。		・災害対策本部である法勝寺庁舎が浸水するための		・役場や病院はもとより、各地域振興センターでの備蓄が不足している。	・日南病院がレッド地域であり浸水の可能性がある。				・想定最大規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策の必要性について検討が必要である。	・想定最大降雨時の代替施設や移動経路や手段の確保の検討が必要である。	

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	・排水ポンプについては、担当している各所管が管理操作している。排水資機材の整備に費用面の問題がある。	・排水ポンプについては、担当している各所管が管理操作している。	・樋門の管理は、土地改良区で行っている。 ・小型の排水ポンプを町が保有している。	・南部町境地区の排水ポンプ（県・町共同設置）は町が操作し、操作要領も作成 ・国、県の樋門については操作要領が定められている。	・排水施設及び設備は、整備されていない。 ・樋門の管理は、土地改良区で行っている。	・排水施設及び設備は、整備されていない。 ・樋門の管理は、土地改良区や管理者から委託された者で行っている。	・一部の堰にラバー堰を使用している ・消防ポンプの活用検討・訓練している。	・内水氾濫が発生しやすい地域の被害軽減のための対策が必要。 →水路の管理が不十分な地区もあり、水路の破損や詰まりから被害につながる危険性がある。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・排水ポンプ車を保有し、洪水に備え訓練及び点検等を行っている。 ・水門、排水樋門等は市町等へ操作委託を行い、随時点検を行っている。		・事務所にポンプ車や照明車を配備済。	→想定最大規模降雨に対する排水方法や体制が整っていない。 ・想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画施設の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画設置や効果的な操作、適正な管理についての検討が必要である。
	課題	・この度の想定最大降水量見直しに伴う、排水先の検討。排水資機材については、担当している各所管が管理操作している。	・この度の想定最大降水量見直しに伴う、排水先の検討。	・排水機材の整備、充実を検討。	・排水ポンプの操作訓練を行う必要がある。 ・排水樋門などの管理について、今一度確認し要領化する必要がある。 ・情報共有の必要性あり	・排水施設及び設備の整備は、費用面の問題等がある。	・排水施設及び設備の整備は、費用面の問題等がある。	・排水ポンプ等の設備は整備されていない。	・排水施設及び設備の整備は、費用面及び人手の問題等がある。	・排水ポンプ等の整備はされていない。	・今後も、適切な訓練・点検を行う必要がある。 ・想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。			

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
堤防等河川管理施設の現状の整備及び今後の河川整備	現状									・河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備、内水対策のための排水機場整備、浸透流対策などの質的強化対策を行っている。(加茂川、精進川、小松谷川、日野川、水貫川、佐陀川)		・河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	・改修の必要性・緊急性を見極め効率的・効果的な対策を引き続き進めていく必要がある。 ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。
	課題									・改修の必要性・緊急性を見極め効率的・効果的な対策を引き続き進めていく必要がある。 ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある		・昭和20年9月洪水、昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 ・危機管理型のハード整備の検討が必要である。	
河川管理用通路等の状況	現状									・管理用通路が未整備、未舗装であったり、除草等が不十分な河川もある。			・水防活動や河川管理を適切に行うため、管理用通路を管理、整備する必要がある河川もある。
	課題									・水防活動や河川管理を適切に行うため、管理用通路を管理、整備する必要がある河川もある。			・管理用通路の整備が不十分な河川もある。

⑤防災教育等に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
小中学生等を対象とした防災教育	現状	・小学生を対象とした防災学習教材を作成した。 →具体的な水害を想定した訓練は行っていない(地震被害は実施)	・小学生4年生から6年生に対し、出前講座を実施している。	・小中学校からの要請により、町職員が防災に関する授業を行っている。	・小中学校の防災訓練時に町職員が防災に関する説明を行っていたが、本年度から米子県土整備局からの防災教育を受けた行っている。	・小学校で年1回は防災訓練とその後の反省会的なことは行っている。	・実施していない。	・小中学校避難訓練への消防団員の参加(毎年度実施)。	・小中学校が行う防災教育に、職員が出向いて防災に関する授業等を行っている。 ・国、県の防災学習制度の紹介。 →特記する取組み実績なし	・中学校で防災教育を行っている。 →特記する取組み実績なし	・小中学校と連携した水害(防災)教育を実施している。	・鳥取県教育委員会と連携し、学校安全教育推進委員会の専門家派遣事業に参画し、防災(気象や地震)小中学校と連携した水害(防災)教育を実施している。	・年間カリキュラムの中に授業の一環として定期的に時間を取ることは難しい。 ・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。
	課題	・年間カリキュラムの中に授業の一環として定期的に時間を取ることは難しい。	・中学校での実績がなく、周知不足である。			・大事なことではあるが、なかなか授業の一環として定期的に時間を取ることは難しいようです。	・学校側では防災教育の重要性は理解できても、現状の授業に組み込ませるには、かなりの調整を要する。 →簡易想定発表後でなければなかなか実施できない	・具体的な水害を想定した訓練は、未だ行っていない(火災被害・地震被害は実施)。	・段階的な防災教育が重要であるが、授業の一環として定期的に時間を確保することが難しいようである。 ・将来の地域防災の担い手を育成するためには、幼児期からの段階的な総合防災教育が必要である。		・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。 ・教育委員会等の学校教育関係者の協力が不可欠。		
地域住民に対する防災知識の普及	現状	・自治会や自主防災組織に出前講座を行っており、水害に関する説明会を実施している。	・自治会や自主防災組織に出前講座を行っており、水害に関する説明会を実施している。	・年1回 町全体での避難訓練を行っている。	・町内の全集落を対象に防災に関する説明会を実施している。(現在、約50%の集落で実施済み)	・年1回、住民参加型の防災訓練を行い、防災知識の普及に努めている。 ・各自治会で、年1回は防災活動(避難訓練、消火訓練及び講演会など)を実施してもらい、消防団等にも協力をしてもらっている。	・防災マップに防災知識を掲載しており、防災に対する啓発を行っている。 ・また、地域が主体となって防災訓練等に合せて研修が行われている。 →実施していない	・各地域で防災士の養成をするため、資格取得費用の一部を助成する。	・年一回、全町で防災訓練を行っている。 ・支え愛マップづくり。 ・自治会又は自主防災組織等からの要請で出前講座を実施している。 →特記する取組み実績なし	・年1回 町全体での避難訓練を行っている。 ・また、民生児童委員会や老人クラブ役員会などで防災研修会を実施した。	・地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ・水防団(消防団)・自主防災組織・消防署等の関係機関からの要請に基づいて出前講座を実施している。		・防災訓練や水防訓練などは毎年度実施しているが、具体的な防災知識普及のための研修などは不足している。 →地域住民や行政関係者等において、防災に対する理解が不十分である。 ・防災リーダーの育成が必要である。
	課題	・防災訓練や地区の防災行事や講演会にしても、参加する人と参加しない人は、概ね決まっている。 →地震等に関心がいき、あまり水害に関する危機感がない	・防災訓練や地区の防災行事や講演会にしても、参加する人と参加しない人は、概ね決まっている。			・防災訓練や地区の防災行事や講演会にしても、参加する人と参加しない人は、概ね決まっている。	・防災教育・研修は、新型コロナ対応などで集合して行うことが困難な現状がある。今後は、集合学習もいそぐさせつつ、オンライン等を活用した個別対象の研修のあり方を検討する必要があるのではないか。 →簡易想定発表後でなければなかなか実施できない	・防災訓練や水防訓練などは毎年度実施しているが、具体的な防災知識普及のための研修などは不足しているのが現状 ・防災士の活用も行いたい。 ・防災教育の回数は増えたと認識している。	・地域の特性に応じた防災体制づくりにつなげることが重要。 ・地域の防災リーダーの育成が必要である。	・防災知識の普及を図るため、防災学習の場を増やしていく必要がある。	・防災リーダーの育成が必要である。 ・河川防災担当職員(危機管理部局を含む)を対象とした研修の実施が必要である。 ・県も市町職員の研修に積極的に関わる必要がある。		

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局			
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期
1. 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化																												
(1) 地域の防災体制づくり																												
■地域の支え愛防災マップづくりを通じた地域防災力向上の取組																												
	防災学習、出前講座等の実施	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	平成30年度から継続実施	マップづくり及びマップの修正を支援する。	継続実施	簡易浸水想定公表後継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	出前講座、防災学習の実施	平成30年度から継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	支え愛防災マップ作成に係り、自治会からの要望等により実施	平成29年度から継続実施	防災学習、出前講座等の実施	平成30年度から継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施
	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	マップづくり及びマップの修正を支援する。	継続実施	簡易浸水想定公表後継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	支え愛防災マップ作成に係り、自治会からの要望等により実施	平成29年度から継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	平成29年度から継続実施						
	マップ等を活用した防災訓練の実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	平成30年度から継続実施	マップづくり及びマップの修正を支援する。	継続実施	簡易浸水想定公表後継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	平成30年度から継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	平成29年度から継続実施	町内全体で年1回実施している防災訓練において、自治会ごとにマップを活用した避難訓練を実施を推進・周知	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	平成29年度から継続実施						
■住民主体の防災体制づくりの推進																												
	防災リーダーの育成	防災リーダーの育成	継続実施	防災リーダーの育成	継続実施	平成30年度までに10名（消防団7名、自治会3名）を防災士登録登録済者。全7自治会から防災士を育成。防災士を中心に、自治会を主体とした防災を推進。	平成30年度から継続実施	研修会等があれば、広報紙に積極的に参加を促す。研修会等があれば、広報紙に積極的に参加を促す。	平成29年度から継続実施	防災リーダーの育成	平成30年度から継続実施	防災リーダーの育成	平成30年度から継続実施	防災士の養成	平成29年度から継続実施	一般住民の防災士の資格取得を検討	平成29年度から継続実施	防災リーダーの育成	平成30年度から継続実施	避難所運営指針の作成や市町村向け研修会の実施	継続実施	関係機関と連携し養成講座に講師の派遣	継続実施					
	自主防災組織等の研修、講師の派遣	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	要望があれば、講師派遣（派遣依頼）を含めて検討する。	平成29年度から継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自主防災組織等への消防団員、講師の派遣	平成30年度から継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	平成29年度から継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施					
	自主防災組織への支援と消防団活動との連携	自主防災組織への支援と消防団活動との連携	継続実施	自主防災組織への支援と消防団活動との連携	継続実施	自主防災組織が実施する訓練への消防団の支援。・村防災訓練等における、自主防災組織と消防団との連携。	令和元年度から継続実施	自主防災組織への理解促進を図る。・自主防災組織と消防団の連携支援	継続実施	自主防災組織への理解促進を図る。・自主防災組織と消防団の連携支援	令和元年度から継続実施	自主防災組織への理解促進を図る。・自主防災組織と消防団の連携支援	継続実施	自主防災組織からの要望により避難訓練等を実施し、連携促進を図る。	令和元年度から継続実施	自主防災組織からの要望により避難訓練等を実施し、連携促進を図る。	継続実施	自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進を図る。自主防災組織と消防団の連携支援	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防や消防団活動を体験してもらう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るための交流の場を提供 ・市町村の自主防や消防団の強化等に関する取組について財政支援	継続実施							
■安全で安心して過ごせる避難所の開設																												
	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	継続実施	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	平成30年度から継続実施	必要な資機材の整備に努める。	平成29年度から継続実施	避難所の開設に必要な資機材の整備推進 ・迅速な配備態勢を構築	継続実施	避難所、福祉避難所物品の整備	継続実施	各地域防災拠点への備蓄物品の分散した補充	431継続実施	資機材の整備及び運搬・設置に係る習熟訓練の実施	継続実施	避難所開設に必要な資機材の整備促進 迅速な整備体制配備態勢の構築	継続実施	指定避難所、福祉避難所等への要配慮者対応資機材配備等による避難環境整備への財政支援を検討（431・6補正） ・連携備蓄の取組において資機材を充実（431年度は外部給電器、非常用トイレの購入、備蓄）	継続実施									
	家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	防災マップの配布や自主防災隊域への出前講座、研修会で説明する。	平成29年度から継続実施	・家庭の防災備蓄3日分を推奨 ・避難所への持参、持ち寄りを啓発	継続実施	防災のしおり、広報紙による啓発	継続実施	広報誌での周知、地元役員会での啓発	431継続実施	平常時からの情報提供、啓発活動の実施	継続実施	家庭における防災備蓄の啓発 避難所への持参、持ち寄りの啓発	継続実施	・機会を捉えて普及啓発の実施	継続実施									
	住民による避難所自主開設の体制整備	地域住民等を対象とした出前講座やHUGの実施	継続実施	地域住民等を対象とした出前講座やHUGの実施	継続実施	・住民による避難所自主開設体制の整備	継続実施	地域・自主防災組織向けの避難所運営マニュアルの作成	継続実施	431継続実施	防災訓練等への参加による自主開設のための訓練実施	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施	・避難所の自主運営に関する理解浸透を図るための地域へのアドバイザー派遣 ・地域の防災の担い手を避難所運営リーダーとして養成する市町村職員向けの研修会等を実施	継続実施												
(2) 住民の水害に対する心構えと知識を備える方策																												
■防災学習・教育、意識啓発																												
	鳥取型防災教育の充実・拡大・防災教育の促進	鳥取型防災教育の推進	平成30年度から継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	防災教育の推進	平成30年度から継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	鳥取型防災教育の推進	平成30年度から継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成29年度から継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成30年度から継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	平成29年度から継続実施	鳥取県教育委員会と連携した防災教育の推進。	継続実施	関係機関と連携した水害（防災）教育の実施	継続実施					
	水害・土砂災害等に関するシンポジウム	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施							
	地域の防災学習会、出前講座等	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	要望があれば、講師派遣（派遣依頼）を含めて検討する。	平成30年度から継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	平成30年度から継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	平成29年度から継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	平成30年度から継続実施	地域の防災学習会、出前講座等への講師派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等の実施	継続実施					

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局			
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期
■行政等の防災力向上																												
		河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	開催予定があれば、参加する。	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	研究会等への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修（幹旋）	継続実施	平成29年度から継続実施	
		市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施			市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	避難訓練などの実施に係る協力情報伝達・共有体制の確認	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施								
2. 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策																												
(1) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進																												
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進																												
		重点的な流下能力対策の推進	堀川ほかにかかる河川改修を推進	継続実施																								
		堤防の浸透対策、パイピング対策の実施																										
		内水対策の推進																										
		計画的な予防保全型維持管理の推進																										
■危機管理型ハード対策の推進																												
		県管理河川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施																										
(2) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化																												
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備																												
		重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置																										
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																												
		ICTの活用や住民等との協働による河川巡視・点検の効率化																										
		・ICTの導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積																										
		・点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）																										
		水防団・住民等との協働による水防体制づくり																										
		・出水時における水防団・市町村との連携・役割分担	重点監視区間の設定及び出水時における水防団・市町村との連携・役割分担	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び河川の巡回監視の実施	継続実施	重点監視区間の設定及び河川の巡回監視の実施	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び出水時における水防団・市町村との連携・役割分担	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施	重点監視区間の設定及び役割分担の検討	平成29年度から継続実施
		・地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	連絡体制の確認・構築	継続実施	連絡体制の確認・構築	継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施	連絡体制の構築（Facebook等）	平成29年度から継続実施	地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認・構築	平成29年度から継続実施	地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施	連絡体制の確認	平成29年度から継続実施
		水防体制の強化																										
		・重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施
		・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員（消防団員）確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員（消防団員）の確保対策を検討	平成29年度から継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施
		・水防団間での連携、協力に関する検討	水防団間での連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での連携、協力の検討	継続実施	近隣水防団との合同訓練	平成30年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	平成29年度から継続実施
		・総合防災訓練・水防講習会	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会	継続実施	年1回、水害に限定せず総合防災訓練を実施する。	平成29年度から継続実施	総合防災訓練・水防講習会	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局								
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期					
(3) 平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策																																	
■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組																																	
		浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備、排水対策の推進	排水施設・資機材及び樋門等の運用方法の確認と改善検討 情報伝達体制・方法の検討及び警戒避難体制の整備	継続実施				樋門等の自動化を検討する。樋門操作の省力化を検討する。警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施	排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	継続実施	排水施設・資機材及び樋門等の管理体制の確認と警戒避難体制の整備	継続実施	樋門等の適正な管理体制の確認、徹底及び警戒避難体制の整備	継続実施	樋門等の適正な管理体制の徹底及び警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施	樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施	排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	平成29年度から継続実施			排水施設等の運用方法の確認と改善検討（排水計画作成）			H29 継続実施						
		ダム柔軟な運用について、操作規則等の点検の実施																			ダム柔軟な運用について、操作規則等の点検の実施	平成29年度から継続実施			操作規則等の点検及び検討			継続実施					
		ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施			ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施		ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	平成29年度から継続実施			ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施			平成29年度から継続実施						
■流域一帯となった総合的な流木対策の推進																																	
		流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の検討推進																										流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の検討推進	平成29年度から継続実施				
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																																	
		市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	情報伝達体制・方法の充実	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施			庁舎及び病院等で浸水被害を想定していない。		情報伝達体制の充実	継続実施	情報伝達体制・方法の検討	継続実施	情報伝達体制・方法の検討	平成29年度から継続実施	情報伝達体制・方法の確認	継続実施	情報伝達体制・方法の確認	継続実施													
		市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）	非常用発電機の設置検討	平成29年度から継続実施	非常用発電機の設置検討	継続実施			庁舎及び病院等で浸水被害を想定していない。		非常用発電機の設置箇所の検討	平成29年度から継続実施	非常用発電機を2階に設置済み		耐水化、非常用発電等の整備の検討	平成30年度から継続実施			新庁舎の耐水化等の検討・実施	平成30年度～令和2年度													
■ダム放流の安全・避難対策																																	
		利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整																			利水管理者との調整協議	平成30年度から継続実施			操作規則等の点検及び検討			継続実施					
		流入量予測の精度向上																			流入量予測の精度向上	令和2年度継続実施			業務検討			H31-6 継続					
		ダム下流の浸水想定区域図の作成																			浸水想定区域図の作成	令和元年度			業務検討			H31-6 継続					
		水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	新たな情報発信方法の検討	継続実施			水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	平成30年度から継続実施			新たな情報発信方法の検討	平成30年度から継続実施			住民への情報提供方法について、現状の情報インフラの活用を踏まえ検討する。	平成30年度から継続実施	新たな情報発信方法の検討	継続実施	新たな情報発信方法の検討	継続実施	水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	令和年度から継続実施			ライブカメラの設置警報設備等の耐水化			H31年度 継続実施					
		ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	令和元年度から継続実施			ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	平成30年度から継続実施			ダム放流時の安全な避難体制への協議を推進する。	継続実施		協議への参加	継続実施	住民への事前の情報提供及び避難方法、避難路などについて協議実施	平成30年度から継続実施	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を推進	継続実施	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	令和年度から継続実施			連絡協議会の開催			継続						
		堆砂対策の推進																			堆砂対策の推進	令和2年度から継続実施			堆積土砂の撤去			継続					
		ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	令和元年度から継続実施			ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	平成30年度から継続実施			ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知を推進	継続実施			ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	継続実施	住民への平常時から情報提供及び避難方法、避難路などについて確認の推進周知	平成30年度から継続実施	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知の推進	継続実施	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	令和年度から継続実施			見学会・出前講座等の開催			継続					
		避難タイムライン作成、避難訓練の実施																			ダムの放流を想定した避難訓練等の実施	令和年度から継続実施											
3. 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供																																	
(1) 水害リスク情報等の共有																																	
■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有																																	
		想定最大規模の洪水浸水想定区域等の市町村への情報提供																			想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供	平成29年度											
		水位周知河川等の指定促進	水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施			水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施		水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	平成29年度から継続実施	水位周知河川等の指定促進	平成29年度から継続実施			水位周知河川等の指定促進			平成29年度から継続実施				
		浸水実績等の周知	浸水実績等の住民への周知	継続実施			・鳥取県等からの情報を、状況に応じてハザードマップ等にて住民へ周知する	平成30年度から継続実施	近年、広範囲にわたる浸水実績がない。		浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施	浸水実績等の住民への周知	平成30年度から継続実施			浸水実績等の収集整理及び情報提供			平成29年度から順次実施					
■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有																																	
		鳥取方式の洪水浸水リスク図による概ねの浸水範囲等の市町村への情報提供																										水位周知河川以外の河川について、鳥取方式の洪水浸水リスク図による概ねの浸水範囲等の情報提供	平成29年度～令和元年度				
		想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供																										水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供	令和4年度から令和7年度				
		浸水実績等の周知（再掲）																															

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局					
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期		
■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討																														
		県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用	県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用および検証	平成29年度から継続実施			県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用および検証	平成29年度から継続実施							県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用および検証	平成29年度から継続実施	県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用および検証	平成29年度から継続実施					見直し水位の実運用及び課題検証	平成29年度から継続実施						
		水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施			水位通報河川については、町独自に設定しているが、再検討する。	平成30年度から継続実施			水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示勧告等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	平成30年度から継続実施	避難指示勧告の発令に着目した予測に基づいた危険度分布等、防災気象情報の提供。	平成29年度から継続実施				
(2) 円滑かつ迅速な避難の実現																														
■住民等の主体的な避難の促進																														
		避難行動に直結するハザードマップの改良																												
		・住民にわかりやすいハザードマップの作成・改良	住民にわかりやすいハザードマップの作成→改良 必要に応じたハザードマップの改良。	平成30年度継続実施			想定最大規模のハザードマップ作成した。ハザードマップの全戸及び関係機関への配布→ハザードマップを使った。住民説明会の実施。必要に応じたハザードマップの改良。	平成30年度継続実施			簡易想定による浸水区域をハザードマップに追加掲載する。必要に応じたハザードマップの改良。	令和元年度継続実施	住民にわかりやすいハザードマップの作成→改良 必要に応じたハザードマップの改良。	平成30年度継続実施	住民にわかりやすいハザードマップの作成→改良 必要に応じたハザードマップの改良。	平成30年度継続実施	住民にわかりやすいハザードマップの作成→改良 必要に応じたハザードマップの改良。	平成30年度継続実施	記載内容の研究、支え愛マップへの記載方法検討	平成30年度継続実施			簡易浸水想定公表後に検討 必要に応じたハザードマップの改良。	令和元年度継続実施	浸水想定区域図の提供等によるハザードマップの作成支援	平成29年度継続実施				
		・広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	平成29年度から継続実施			広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	平成29年度から継続実施					広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	平成29年度から継続実施	広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	平成29年度から継続実施	広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	平成29年度から継続実施	地域防災計画の見直しに合わせて実施を検討	平成29年度から継続実施					広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	平成30年度から継続実施	広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討支援	平成29年度から継続実施		
		・電子版の公表や想定浸水深等のまなかなでの表示の検討	ホームページでの掲載や地区公民館での掲示について検討	継続実施			・ハザードマップはホームページに掲載・公民館等への浸水深及び避難所表示は実施済	継続実施					ホームページによるハザードマップの公表	令和元年度継続実施	ホームページでの公表	平成30年度継続実施	ホームページによるハザードマップの公表	平成30年度継続実施								電子版の公表や想定浸水深等のまなかなでの表示の検討	平成30年度継続実施			
		・スマートフォン等の位置情報を活用した情報の入手システムの検討																												
		わかりやすく切迫性のある河川情報画面の改良等																												
		・ホームページやデータ放送等の住民にわかりやすい画面への改良や説明の表示	ホームページやデータ放送等の住民にわかりやすい画面への改良や説明の表示	平成29年度から継続実施			ホームページやデータ放送等の住民にわかりやすい画面への改良や説明の表示	継続実施					ホームページやデータ放送等の住民にわかりやすい画面への改良や説明の表示	平成30年度継続実施	ホームページやデータ放送等の住民にわかりやすい画面への改良や説明の表示	平成30年度継続実施	ホームページやデータ放送等の住民にわかりやすい画面への改良や説明の表示	平成30年度継続実施												
		・ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	平成29年度から継続実施			ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	継続実施					ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	平成30年度継続実施	ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	平成30年度継続実施	ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	平成30年度継続実施												
		防災行動計画（タイムライン）等の作成・配布による避難行動及びタイミングの明確化																												
		・県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施	県管理水位周知河川のタイムラインの運用及び検証 タイムラインを活用した訓練の実施	平成29年度から継続実施			県管理水位周知河川のタイムラインの運用及び検証 タイムラインを活用した訓練の実施	平成29年度から継続実施																						
		・各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	継続実施			・県の浸水想定を基に、各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組を検討	平成30年度から継続実施					各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	継続実施	カードの作成の検討	平成30年度継続実施	各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	継続実施												
		円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	平成29年度から継続実施			円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	平成29年度から継続実施					円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	平成30年度継続実施	円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	平成30年度継続実施	円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	平成29年度継続実施												

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局				
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	
		多様な手段での河川情報の提供による確実な情報伝達																											
		・河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）																					河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）	継続実施					
		→あんしんトリビュールの改良（水位情報追加）																					あんしんトリビュールの改良（水位情報追加）の検討及び実施	平成29年度～平成30年度					
		・プッシュ型の洪水情報の発信																					プッシュ型の洪水情報の発信の検討及び実施	平成29年度～平成30年度	継続実施				
		・防災サインの普及促進	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	平成29年度から継続実施	防災サインの普及促進	継続実施					
		重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲）																											
■要配慮者利用施設における確実な避難																													
		施設管理者への説明会実施	施設管理者への説明会実施	継続実施			施設管理者への説明会実施	継続実施			施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	平成29年度から継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	
		避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施	避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施	避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施	今後避難訓練の実施と併せて検討の上実施	平成29年度～令和3年度継続実施	平成29年度～令和3年度継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	平成29年度～令和3年度継続実施		
■市町村長による避難指示勧告等の適切な発令のための環境整備																													
		氾濫の拡大が時系列的にわかるシミュレーションの提供、公開																						氾濫の拡大が時系列的にわかるシミュレーションの提供、公開（浸水ナビ）	平成29年度				
		避難指示勧告等の目安となる河川水位情報の自動配信																						避難勧告等の目安となる河川水位情報の自動配信	継続実施				
		河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	平成29年度から継続実施					
		過去の洪水時の雨量と水位の関係整理																					過去の洪水時の雨量と水位の関係整理	平成29年度から継続実施		過去の洪水時の大雨パターンを検証。また水位雨知河川の水位と洪水警報の危険度分布との対応を検証。	平成29年度から継続実施		
		県管理河川の水位予測の検討																					県管理河川の水位予測の検討	令和3年度					
		わかりやすく切迫性のある河川情報画面の改良等（再掲）																											
		多様な手段での河川情報の提供による確実な情報伝達（再掲）																											
		防災行動計画（タイムライン）等の作成・配布による避難行動及びタイミングの明確化（再掲）																											
		重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲）																											

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
**鳥取県西部地区県管理河川外の減災に係る取
組方針 (第2期方針)**
(案)

令和4年5月 日

鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会

米子市、**境港市**、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、
日南町、日野町、江府町、**気象庁鳥取地方气象台**、
国土交通省中国地方整備局、**農林水産省中国四国農政局**、
鳥取県

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 県管理河川の特徴
 - (1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況
 - (2) 過去の洪水による被害状況
 - (3) **流域の抱える問題点**
4. 現状の取組状況と課題
 - (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - (2) 水防に関する事項
 - (3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項
 - (4) 河川管理施設の整備に関する事項
 - (5) 防災教育等に関する事項
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
 - (1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
 - (2) 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
 - (3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供
7. フォローアップ

改定履歴

平成30年3月22日 第1期（計画期間：平成29年度～令和3年度）策定
令和元年 5月22日 改定 平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難の有り方研究会の提言等を追加
令和2年 5月28日 改定 令和元年「水対策検討会」及び「防災避難対策検討会」に係る提言等を追加
令和4年 5月 日 第2期（計画期間：令和4年度～令和8年度）策定

1. はじめに

鳥取県では、人口減少・少子高齢化が進む状況下で、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、地域の豊かな資源や特性を活かして将来にわたり発展していくため、『鳥取県令和新时代創生戦略（令和2年3月策定、令和3年4月改定）』において、「とっとり創生による持続可能な地域社会の実現」を目指す姿として掲げ、人口減少対策など鳥取発の地方創生に向けた取組を推進している。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、観測史上最大となる降雨が頻発し、全国的に洪水による堤防決壊等の大規模な水害が多発している中、『鳥取県国土強靱化計画（第2期計画）（令和3年3月）』を策定して、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に取り組んでいる。

そのような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度がさらに高まることが懸念される。

本県においても、近年短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間100mm以上の局地的豪雨を観測するなど、大規模氾濫の懸念が高まっている。

このため、国管理の大河川だけではなく、県管理の中小河川においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められている。

県内河川は全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短い上、河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。その上、県管理河川の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多いため、治水安全度が確保できていない河川も存在する。さらに県管理河川は、国管理河川に比して、格段に河川数が多く総管理延長も長いことから、河川状況の詳細な把握が困難な状況となっている。

また、本県では、人口減少、少子高齢化が顕著に進んでおり、地域コミュニ

ティの変化に伴い、「自助」・「共助」による避難行動のほか、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。

こうした背景や経緯を踏まえ、県西部の県管理河川においても、河川管理者、沿川市町村等の関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「日野川圏域 県管理河川の減災対策協議会」を平成29年5月19日に設立した。さらに、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、「鳥取県西部地区 流域治水及び減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）として令和4年2月16日に組織改正を行った

本協議会では、県管理河川の特長や治水事業の現状、本県の実情を踏まえ、令和3年度までに行う減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「日野川圏域県管理河川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、これを推進してきたところである。

令和4年度を迎え、本協議会では令和3年度までの取組方針に引き続き、令和8年度までの「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指した防災・減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、「鳥取県西部地区県管理河川外の減災に係る取組方針（第2期方針）」としてとりまとめたところである。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関で進捗状況を共有し、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うとともに、国・県・関係市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進して、社会全体で洪水に備える「水防意識社会」を再構築していくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条第1項第2号に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
米子市	市長
境港市	市長
日吉津村	村長
大山町	町長
南部町	町長
伯耆町	町長
日南町	町長
日野町	町長
江府町	町長
国土交通省中国地方整備局	日野川河川事務所長
〃	倉吉河川国道事務所長
〃	出雲河川事務所長
気象庁	鳥取地方気象台長
農林水産省中国四国農政局	中国土地改良調査管理事務所長
鳥取県	危機管理局長
〃	農林水産部長
〃	西部総合事務所農林局長
〃	西部総合事務所日野振興センター日野振興局長
〃	県土整備部長
〃	西部総合事務所米子県土整備局長
〃	西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局長

3. 県管理河川の特徴

(1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況

○県管理河川の特徴

県内河川は、全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短く河床勾配も急であるため、降雨のピークから流出までの時間が短く、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。

○県管理河川の本備及び管理の状況

県管理河川の本備は、限られた予算の中で効率的・効果的な対策を進めるため、浸水常襲地区や市街地等の水害リスクの高い地区など緊急性の高い河川を重点本備しているところであり、現状の本備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多い。

県管理河川の河川数と延長は、45水系295河川・約1,300kmであり、国管理河川の3水系15河川・約122kmに対して、格段に河川数は多く延長も長いことから、水位観測などが十分に行われていない河川も多く、河川状況の詳細な把握が困難な状況である。

また、流域内に多数の河川をかかえ、管理延長も長いことから、出水が複数箇所と同時に発生した場合、情報伝達等が複雑となる問題を抱えている。

○河川管理施設の老朽化の進行

鳥取県の既存の河川管理施設の多くは、老朽化が進行しており、今後の維持管理・更新費等の増大が見込まれており、財政面での制約がある中、適切な機能維持や補修、更新が困難となることが懸念されている。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和39年7月山陰北陸豪雨洪水

米子地方は未曾有の集中豪雨に見舞われ、その雨量は2日間で283mmを記録した。そのため、各河川は氾濫し、加茂川沿川の米子市長砂地区では堤防が決壊するなど各地で浸水、山崩れが続出し、床上浸水713戸、床下浸水6,208戸、全壊家屋4棟、半壊家屋9棟等の被害が発生した。

米子市上安曇では法勝寺川支流の小松谷川が決壊、農家47戸がほとんど軒下までつかる被害が発生した。

○平成10年10月台風10号洪水

台風10号の影響で前線の活動が活発となり、県内各地で多量の降雨を

もたらし、多くの河川で洪水となった。

法勝寺川でも数箇所では河岸崩壊が発生し、また、日南町霞の日野川流域では床下浸水5戸の被害が発生したほか、米子市青木地区では内水氾濫により床下浸水7戸の被害が発生するなどした。

○平成23年9月台風12号洪水

台風12号は、日本の南海上をゆっくりと北上し、強い勢力を保ったまま高知県東部に上陸、その後もゆっくりと北上し岡山県南部に再上陸、中国地方を北上して鳥取県を通過し山陰沖に抜けた。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が流れ込んだことにより、県内で大雨となり、大山町大山では総雨量938.5mmを記録した。

佐陀川においては、増水に伴う河岸侵食により堤防が決壊寸前となり、160世帯524人が避難した。計画規模を超えていない出水でも、堤防の脆弱部で決壊の可能性はあり、適切な危険箇所の把握と監視、有事における迅速かつ効果的な情報伝達の必要性があらためて認識された。

○平成30年7月豪雨等

鳥取県内では大雨特別警報が初めて発表され、7月3日0時から9日10時までの降水量は、智頭町智頭508.5mm、鳥取市佐治町483.0mm、若桜町若桜447.0mmなど平年の7月1カ月の2倍以上の降水量を5日余りで更新するなど県東部を中心に記録的豪雨となった。この結果、公共土木施設や農林施設等に極めて甚大な被害が発生した。河川の状況としては、千代川が戦後2番目の流量となり、県管理の4河川（大路川、塩見川、勝部川、私都川）でも氾濫危険水位に到達するなど、広島県、岡山県、愛媛県と同様の甚大な人的被害や住家被害が発生する危険が差し迫った状況にあった。

また、この年の9月末からの台風24号が豪雨をもたらし、県中西部を中心に公共土木災害等が発生。7月豪雨災害と合わせ平成最大の公共土木施設被害額となった。

○令和3年7月豪雨

鳥取県内では、中・西部を中心に線状降水帯の発生による非常に激しい雨が降り続き、この年の6月から提供が開始された「顕著な大雨に関する情報」が初めて発表され、境港市境観測所では、7月12日に観測史上1位となる時間雨量80.5mmを記録する大雨となった。境港市新屋付近では、内水氾濫により床上1戸、床下30戸などの浸水が発生、各地で道路冠水や土砂崩落により交通機関に大きな乱れが発生した。

(3) 流域の抱える問題点

○人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下

人口減少や少子高齢化が進むとともに、地域コミュニティの変化等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動の実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。

また、本県では、近年大規模な水害を経験していないこと、人口減少・少子高齢化による避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在等により、避難誘導が困難な状況になってきている。

住民の自助・共助の取組を一層広め高めるとともに、住民避難に関しても地域と行政の連携を一層推進する必要がある。

○危険な場所からの立ち退き避難

住民等に対し、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）、浸水深が大きい区域並びに長期間浸水が継続する区域からの立ち退き避難を強力に促す必要がある。

○市町村・住民等の適切な判断・行動

河川管理者等から提供される防災情報のわかりにくさや説明不足等もあり、避難情報（避難**指示**など）や防災気象情報（特別警報等の防災気象情報、氾濫危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、河川氾濫浸水深や土砂災害警戒区域等のハザード情報など）の意味（とるべき行動を含む）が住民に十分に浸透しておらず、危険性に対する行政と住民の認識に差がある状況にある。

また、避難情報、防災気象情報が空振りとなることを許容する住民の意識醸成や、リードタイムを取って発出されていることへの理解が不十分であることから、避難情報の早期発出が逆効果（住民の避難情報に対する信頼を低下）という状況もある。

一方、市町村の防災担当者の水害に対する経験やノウハウの蓄積が不十分な場合もあり、いざというときに適切に判断し行動することができないことが懸念される。

○安全で安心して過ごせる避難所の開設

乳幼児・高齢者・障がい者等要配慮だけでなく、多くの人にとって避難所の環境が十分でないことが避難行動を躊躇させる要因の一つとなっていると思われる。また、開設した避難所の情報が住民に正確に伝わらず、安全性に疑問が持たれた例があった。

○水防体制の脆弱化

水防団員の減少・高齢化等が進行し、水防活動に従事する人員の減少が見込まれ、水防管理団体である市町村等の水防体制の脆弱化が懸念されて

いる中で、近年、水防活動は量的にも質的にも増加しており、多岐にわたる水防活動を的確に実施できなくなることが予想される。

○「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

鬼怒川での水害では、堤防の未整備箇所が決壊したが、河川整備を進めるためには上下流バランスの確保等を図る必要があり、また財政等の制約もあることから、氾濫の危険性の高い区間であっても早期に解消することが困難な場合があり、大規模な洪水に対して被害の軽減を図るためには、従来の「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することには限界がある。

また、令和元年東日本台風（19号）では越水による堤防決壊が相次ぎ、堤防決壊を完全に阻止することは困難であることを認識させられたことから、決壊までの時間を稼ぐ対策としての堤防強化を重点的に進め、あわせて特に越水が顕著であったバックウォーター区間では河道掘削・樹木伐採による河積の確保も行い、安全な住民避難につなげることが必要である。

○正常性バイアスによる避難の遅れ

「自分は災害にあわないという思い込み」や平成30年7月豪雨の被災地で見受けられた「洪水や土砂災害による被害を受けても2階に逃げれば大丈夫だと思った」などの正常性バイアスを打破し、災害を我がこととして考え、住民自身による自発的で適切な避難行動を促す取組が必要である。

○適切な避難のための情報提供・共有

・中小河川の水害リスク情報等の提供

県管理の中小河川においては、洪水の到達時間が短く、避難のためのリードタイムを確保することが困難な河川が多いことなどから、浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が進んでいない。

水位周知河川等に指定されていない河川においては、避難指示等の発令を支援するための水位情報が提供できていない。

直轄河川の支川など浸水リスクの高い箇所においては、バックウォーター現象による氾濫が発生することを前提として、河川情報の発信を強化し、早期の住民避難につなげる必要がある。また、越水状況や決壊箇所など氾濫発生に関する情報を確実に発信し、安全な住民避難に繋げる必要がある。

・水害リスク情報等の市町村長への確実な伝達

緊急時における河川管理者からの情報は「ホットライン」により市町村長に伝え、確実な避難指示等の発令に繋げていく必要がある。

- ・樋門・水門、排水機場等の操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備
住民に樋門・水門、排水機場等の機能を理解してもらい、これらの操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備し、住民へ早めの避難行動を促す必要がある。
- ・切迫感のある避難情報、早期・確実な伝達
現在の防災情報の表現や内容、情報発出単位(例えば、〇〇市全域などの広域)では、十分に切迫感が感じられないと思われる。また、避難情報が就寝時間帯に発出された場合や屋外拡声器のみの防災行政無線の場合は、避難情報が確実に伝達できていない状況がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画作成と避難訓練の確実な履行

平成29年6月の水防法・土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化された。作成した計画に基づく平時からの継続的な避難訓練の実施により、避難の実効性を確保していく必要がある。

○内水対策の検討

内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討しておく必要がある。

○流域一体となった総合的な流木対策の検討

流木を原因とする災害に対する対策は、これまで各分野で個別に実施しており、より効率的に行う必要がある。

○ダム放流の安全・避難対策

計画規模を超過する降水に対して、事前放流等により貯水容量を十分に確保するダム操作などの対応が求められていることから、できるだけ正確なダム放流予測ができるよう、高精度なダム流入量予測システムの導入が望まれる。加えて、多目的ダムや利水ダムについても、関係機関で情報共有を図り、可能な限り事前放流等を行い流域全体で洪水調節容量を確保することが重要。

また、県河川では、ダムの持つ機能やダム放流に伴うリスク(浸水エリア)等の住民周知が不十分であり、適切な避難行動がとられないおそれがある。

さらに、ダム放流時に警報局及び警報車によりサイレン吹鳴や放送を行っているが、ダム放流情報が確実に住民まで伝達できていない可能性があり、また、リードタイム(避難に要する時間)を考慮した早期伝達できていない状況にあることから、ダム機能の理解と併せ流域住民の安全な避

難行動に結びつく効果的な広報の方法について検討する必要がある。

以上の課題を踏まえ、**鳥取県西部地区県管理河川外**の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

鳥取県西部地区県管理河川外における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	課題番号
想定される浸水リスクの地域住民への周知	現状 ○水位周知河川（日野川、板井原川、加茂川、旧加茂川、佐陀川、精進川）については計画規模降雨、 想定最大規模降雨 における洪水浸水想定区域図は公表している。 ○水位周知河川等以外の河川の浸水リスク図についても、鳥取県独自の簡易手法（「鳥取方式」）により実施し公表した。 ○計画規模のハザードマップ（HM）は全戸配布して周知している。市町村のホームページ等でも公表している。	
	課題 ● 想定最大規模の浸水想定区域の取り扱いと周知方法について検討していく必要がある。	A
	課題 ● 浸水想定に応じた避難先の考え方について更なる周知が必要。	B
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	現状 ○河川水位や雨量情報等を県ホームページ（防災情報）等で情報提供している。 ○水位周知河川等について、河川水位に応じた「水防警報」や「避難判断水位」を定め、関係市町村向けに通知している。（関係市町村：FAX） ○河川管理者（米子県土整備局長、日野県土整備局長）と関係市町村長との情報伝達の手段として「ホットライン」を構築している。 ○各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。	
	課題 ● 洪水予報等の防災情報の意味が住民に十分認知されているとはいえず、とるべき行動に繋がっていない。	D
	課題 ● 提供された情報の内容と、その時の気象状況が一致しないことがあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	E

項目	現状と課題		課題番号
避難指示等の発令基準	現状	○地域防災計画に河川毎に発令基準を定めているが、河川水位のみならず、水位上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況等を総合的に判断し発令している。	
		●避難指示等を発令するタイミングや発令範囲について、浸水範囲が広いいため、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。	F
	課題	●河川ごとの総合的なタイムラインが必要である。また、早めの避難が必要になることから、早い段階でのより精度の高い予報が必要。	G
		●市町村長に対し、助言を行う者の育成が必要である。	H
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	○防災行政無線や屋外スピーカー、広報車や水防団、自治会長、民生委員等により避難情報等を発信、又は連絡をしている。 ○各種情報を L アラート、あんしんトリピーメール、地デジデータ放送、ホームページ、ケーブルテレビ、エリアメール等の様々な手段で伝達している。	
	課題	●高齢者、外国人、障がい者等への情報伝達方法の検討が必要。	I
		●現在の切迫性やとるべき行動について、住民へより理解でき、かつ行動できる伝達内容とする必要がある。	J
		●住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。	K
●情報の錯綜を防ぐための情報管理方法の検討が必要。		L	
避難場所※1、避難所※2、避難経路	現状	○避難場所等については、市町村の地域防災計画に定め、広報誌、ハザードマップやホームページ等により周知している。 ○避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。	
	課題	●想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対して、現在の避難場所、避難計画等の説明が困難である。 ●複数の河川の氾濫が予想されるので、避難経路や避難場所について、複雑かつより具体的な対応が求められる。	M N
避難誘導體制	現状	○警察官や市町村の職員、水防（消防）団員の他、自治会や自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたっている。	
	課題	●悪天候下や深夜などの時間帯での誘導體制や人員の確保が必要である。	O

※1 避難場所:災害対策基本法第49条の4(同施行令第20条の3)に規定する施設又は場所

※2 避難所:災害対策基本法第49条の7(同施行令第20条の6)に規定する施設

(2) 水防に関する事項

項目	現状と課題		課題 番号
河川水位等に係る情報提供	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○県から市町村へはファックス、Lアラート、あんしんトリピーメール、水位到達メール等で情報提供している。 ○市町村からは電話、防災行政無線、ホームページ、広報車、メール、ケーブルテレビ等により情報提供している。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 ●水防団員への正確かつ迅速な情報提供の徹底と指示体制の検討が必要である。 	<p style="text-align: center;">P</p> <p style="text-align: center;">Q</p>
河川の巡視区間	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員と兼任する水防団員が管轄区域の巡視を行っている。 ○平常時は河川監視員等により定期的に巡視を実施している。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●河川巡視のタイミングや確認方法について検討が必要。 	R
水防訓練	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、市町村で水防訓練、水防講習会を実施している。 ○独自の水防訓練等を行っている市町村もある。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ていない（web講習のみ）。 	S
水防資機材の整備状況	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、各市町村で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄しており、適宜補充している。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。 	T
		<ul style="list-style-type: none"> ●資機材が不足した際の応援体制の確認が必要である。 ●より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。 	U V
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源の整備等を行っている。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策の必要性について検討が必要である。 ●想定最大降雨時の代替施設や移動経路や手段の確保の検討が必要である。 	W X

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	○国、県は排水ポンプ車を保有し、出水に備え訓練、点検等を行っている。水門、排水樋門等は市町等へ操作委託を行い、点検、訓練を行っている。	
	課題	●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。	Y

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
堤防等河川管理施設の現状および今後の河川整備	現状	○河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備、内水対策のための排水機場整備、浸透流対策などの質的強化対策を行っている。(加茂川、精進川、小松谷川、日野川、水貫川、佐陀川)	
	課題	●改修の必要性・緊急性を見極め効率的・効果的な対策を引き続き進めていく必要がある。 ●越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。	Z AA
河川管理用通路等の状況	現状	○管理用通路が未整備、未舗装であったり、除草等が不十分な河川もある。	
	課題	●水防活動や河川管理を適切に行うため、管理用通路を管理、整備する必要がある河川もある。 ●管理用通路の整備が不十分な河川もある。	AB

(5) 防災教育等に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
小中学生を対象とした防災教育、防災学習	現状	○小中学校と連携した水害(防災)教育を実施している。	
	課題	●年間カリキュラムの中に授業の一環として定期的に時間を取ることが難しい。	AC
		●学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。	AD
		●教育委員会等の学校教育関係者の協力が不可欠。	AE
地域住民に対する防災知識の普及	現状	○自治会や自主防災組織に出前講座を行っており、水害に関する説明会を実施している。	
	課題	●防災教育や水防訓練などは毎年度実施しているが、具体的な防災知識普及のための研修などは不足している。 ●防災リーダーの育成が必要である。	AF AG

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和8年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

河川整備率が低く、また、急流河川で水位上昇が急激な県管理河川の特徴を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、ハード整備とソフト対策が一体となったとっとりらしい防災・減災対策に取り組み、「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
- ②鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
- ③住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

- ・ 人口減少、少子高齢化が進行する中、正常性バイアスを打破し、住民が自発的に適切な避難行動をとれるように、本県の強み「人と人の絆」を活かした支え愛防災マップづくりやマップを活かした防災訓練、「体験型」「実践型」の防災学習・教育等を通じ、自助・共助の学習や地域コミュニティの形成など、地域防災力の強化を図る。（継続実施）
- ・ 行政と地域が連携して避難体制を構築することが重要であり、そのためには、防災リーダーの育成を推進する。地域における防災リーダーは、災害時に戸別の声かけによって避難を促進し、地域で要配慮者の避難行動を支援するなど地域の防災力向上の牽引者であり、また、行政と住民をつなぎ、自助・共助・公助が一体となった防災体制の要となる者である。
- ・ 行政から出される防災情報は、具体的で誰にでもわかりやすい内容で発信され、住民に確実に伝達されることが必要であり、また、緊急時には切迫性を持った情報発信が必要であるため、住民の理解と行動が向上するよう、啓発、浸透に一層努める。
- ・ 水防活動の効率化や水防体制の強化を図るため、洪水に対しリスクの高い河川堤防の脆弱部（越水、侵食、浸透）を重点監視区間に定め、重点的に点検するとともに、河川監視カメラや簡易水位計等を設置するなど、市町村、水防団等と情報共有できる基盤整備を進める。（継続実施）
- ・ 鳥取大学と連携し、ICTを活用した危険箇所の定期観測・経年データ蓄積、点検を担う人材育成（防災ボランティア、住民等）などを進め、鳥取方式による地域と一体となった水防・河川管理を推進する（継続実施）とともに、流下能力対策等のハード対策を着実に実施する。（継続実施）あわせて、バックウォーター区間などの堤防強化対策を進める。（継続実施）
- ・ 避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在による避難誘導の困難さ、県管理の中小河川における急激な水位上昇など、鳥取県の実情や県管理河川の現状を踏まえ、早めの避難判断基準等の運用を継続する。（継続実施）
- ・ 浸水深等をより実感できるよう電柱等への浸水深表示などを行う。（継続実施）

施)

- ・ 洪水浸水想定区域等に基づき、避難場所等を検討・設定し、ハザードマップや支え愛防災マップへ反映するとともに、防災行動計画（タイムライン）を作成し、これに基づく訓練等を実施し、検証及び充実に努めていく。（**随時継続実施**）
- ・ 要配慮者利用施設における避難体制確保のため、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援する。（**継続実施**）
- ・ 水門・樋門、排水機場等に係る地元住民への水害リスクの周知や警戒避難情報等の連絡体制の整備を行うとともに、これらの運用規則の点検・確認を行う。（**継続実施**）
- ・ 内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討する。（**継続実施**）
- ・ ダム放流情報の関係機関への伝達方法を確認するとともに、住民への確実な伝達方法の検討を行い、ダム放流伝達訓練や、ダムの貯留及び放流の影響を考慮した防災情報伝達訓練を実施する。（**継続実施**）
また、ダムの治水能力を上回る事象が発生した場合のリスクを事前に市町村や住民に十分に周知するとともに、多目的ダム・利水ダムも含め適切なダム操作について、関係者との調整等を行っていく。（**継続実施**）
- ・ 「**流域一体となった総合的な流木対策計画**」に基づき、森林、砂防・治山施設、ダム・ため池、河川等の各管理者と連携して対策を進める。
- ・ 利用しやすい避難所等の整備は避難率を上げることにつながるため、資機材等の環境整備を図ることや、避難対象地域から遠くない安全な施設を選定し、迅速に開設するなど、障壁となる要素を排除し、あらゆる人が避難しやすい避難所環境を確保するよう努める。（**継続実施**）

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－２参照）

(1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

主な取組項目	課題 番号	目標時期 (年度)	取組機関
<地域の防災体制づくり>			
■地域の支え愛防災マップづくりを通じた地域防災力向上の取組			
防災学習、出前講座等の実施	A, D, J, K, AF	継続実施	協議会全体
現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	A, D	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
支え愛防災マップ等を活用した防災訓練の実施	A, D	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
■住民主体の防災体制づくりの推進			
防災リーダーの育成	A, K, AG	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県、気象台
自主防災組織等の研修、講師の派遣	A, DK, AF, AG	継続実施※	協議会全体
自主防災組織への支援と消防団活動への理解促進と両者の連携		継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
■安全で安心して過ごせる避難所の開設			
必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築		継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発		継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
住民による避難所自主開設の体制整備や円滑な避難のための支援組織等との連絡体制強化		継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県

＜住民の水害に対する心構えと知識を備える方策＞			
■防災学習・教育、意識啓発			
鳥取型防災教育の充実・拡大・促進 (体験型・実践型で水害の危険性を学習)	A, M, AG	継続実施	協議会全体
水害・土砂災害等に関するシンポジウム	A, D, J, K, AF	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県、気象台
地域の防災学習会、出前講座等	A, D, J, K, AF	継続実施	協議会全体
■行政等の防災力向上			
河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	AF	継続実施	協議会全体
市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	L	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 江府町

(2) 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

主な取組項目	課題番号	目標時期 (年度)	取組機関
＜河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進＞			
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進			
重点的な流下能力対策 (バックウォーター区間含む)	Z	継続実施	米子市、鳥取県
堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	Z	継続実施	鳥取県
計画的な予防保全型維持管理の推進	AB	継続実施	鳥取県
■危機管理型ハード対策の推進			
県管理河川において、堤防天端の保護を目的とした舗装等を実施	AA	継続実施	鳥取県
＜河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化＞			
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標の設置等	E, Q, R	継続実施	鳥取県

■水防活動の効率化及び水防体制の強化			
ICTの導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積		継続実施	鳥取県
点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）	R	継続実施	鳥取県
出水時における水防団・市町村との連携・役割分担の検討	Q, R	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県
地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	L	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県
重要水防箇所の見直しと水防団との共同点検及び水防資機材の確認	T, U, V	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県 中国地整
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	O	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
水防団間での連携・協力に関する検討	U	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
総合防災訓練・水防講習会の実施	S	継続実施※	協議会全体
<平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策>			
■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組			
浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	Y	順次実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県 中国地整
浸水常襲地区等における市町村・県・国の役割分担を踏まえた内水を含めた排水対策の推進		順次実施	関係市町村 鳥取県、中国地整
ダムの柔軟な運用について、操作規則等の総点検の実施		継続実施	鳥取県、中国地整
ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施		継続実施	関係市町村 鳥取県 中国地整

■流域一体となった総合的な流木対策の推進			
流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の 推進		継続実施	関係市町村 鳥取県
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	L, W, X	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日南町 日野町、江府町
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）	W, X	継続実施	米子市、南部町 日南町、江府町
■ダム放流の安全・避難対策			
利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整		継続実施	鳥取県、中国地整
流入量予測の精度向上		継続実施	鳥取県、中国地整
ダム下流の浸水想定区域図の作成		継続実施	中国地整
水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討		継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町 日野町、江府町 鳥取県、中国地整
ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める		継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町 日野町、江府町 鳥取県、中国地整
堆砂対策の推進		継続実施	鳥取県
ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知		継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町 日野町、江府町 鳥取県、中国地整
避難タイムライン作成、避難訓練の実施		継続実施	鳥取県

(3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

主な取組項目	課題番号	目標時期(年度)	取組機関
<水害リスク情報等の共有>			
■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有			
水位周知河川等の指定促進	C, H, N	順次実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県
浸水実績等の周知		順次実施	米子市、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県
■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有			
想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供	C	R4~R7	鳥取県
浸水実績等の周知	B, C, H, N	順次実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 江府町、鳥取県
■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討			
県の実情を踏まえた早めの避難判断基準(水位)の運用	E	継続実施	米子市、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県
水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示等の目安(雨量情報、降雨指標等)の検討	C	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、大山町 日南町、日野町 江府町、鳥取県 気象台
<円滑かつ迅速な避難の実現>			
■住民等の主体的な避難の促進			
住民にわかりやすいハザードマップの作成・改良	A, D, J	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	B, F, M	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、中国地整

ハザードマップの電子版の公表や想定浸水深等のまちなかでの表示や3次元CG画像公開	B, K	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、鳥取県
スマートフォン等の位置情報を活用した情報の入手システムの検討	B, K	継続実施	鳥取県
ホームページやデータ放送等のわかりやすい画面への改良や説明の表示	D	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 鳥取県
ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	K	継続実施	協議会全体
県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施	G	継続実施	米子市、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、気象台 中国地整
各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」や「避難スイッチ」の取組推進	J	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県
円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	D	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）	D, K	継続実施	鳥取県
プッシュ型の洪水情報の発信	E, K, P	継続実施	鳥取県
防災サインの普及促進	I	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県

■要配慮者利用施設における確実な避難			
施設管理者への説明会実施	AF	継続実施※	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、気象台 中国地整
避難確保計画の作成や避難訓練の実施 (平成 29 年水防法改正等により義務化)	AF	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 日南町、日野町 鳥取県、中国地整
■市町村長による避難勧告等の適切な発令のための環境整備			
避難勧告等の目安となる河川水位情報の 自動配信	E, P, M	継続実施	鳥取県
河川管理者と市町村長とのホットライン の定着	E, P	継続実施	米子市、伯耆町 南部町、日吉津村 大山町、日南町 日野町、江府町 鳥取県
過去の洪水時の雨量と水位の関係整理	E, F	継続実施	鳥取県、気象台

※目標時期が各機関により異なるため、詳細は別紙－ 2 を参照

7. フォローアップ

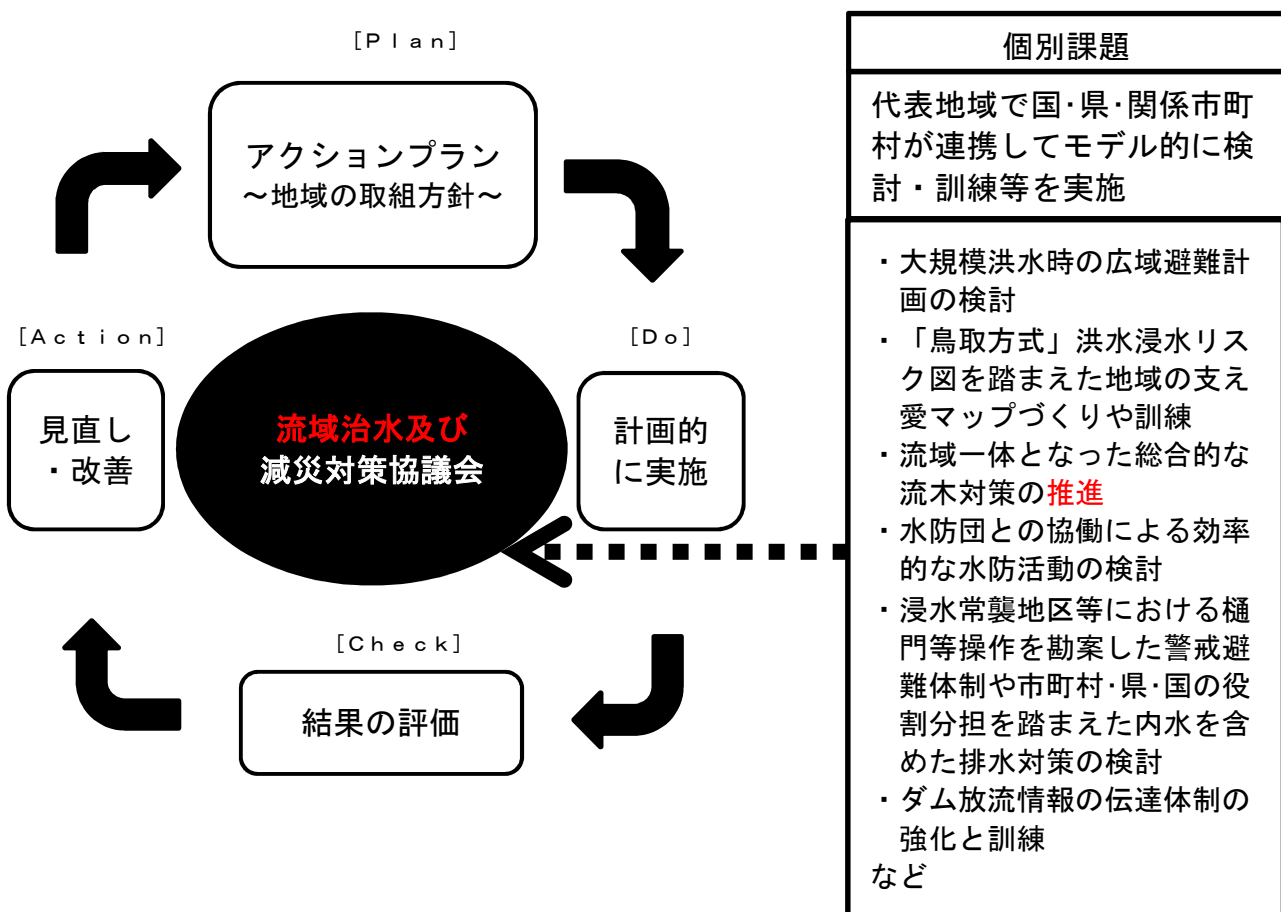
各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

また、鳥取県国土強靱化地域計画における関連施策とともに、総合的かつ計画的に実施するため、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルによるスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行い、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

大規模洪水時の広域避難計画検討などの個別課題については、代表地域において国・県・関係市町村が連携してモデル的に検討・訓練等を行い、協議会・幹事会で検証し、取組を拡大していく。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。



① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方气象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
現状	<ul style="list-style-type: none"> 最大想定規模降雨における洪水ハザードマップを全戸配布並びにホームページ上で公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、米川を含む内水氾濫ハザードマップを作製予定 	<ul style="list-style-type: none"> 日野川の、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域も踏まえ、平成31年3月にハザードマップを作成し全戸配布を行った。ホームページ等での周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップを全戸配布（平成18年6月）並びにホームページ上で公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県管理河川の浸水想定も踏まえ、ハザードマップの作成及び村ホームページ等での周知を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県管理河川の浸水想定にもついたハザードマップを全戸配布（令和2年4月）並びにホームページ上で公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域に属する世帯及び自治会へハザードマップの配布を行った。2年に1回の風水害による防災訓練での周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川である板井原川をはじめ、町内主要河川の浸水想定区域を掲載した日野町防災マップを全戸、防災関係機関及び要配慮者利用施設等に配布するとともに、町ホームページで公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度にハザードマップを改定して全戸配布し、またホームページでも周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川（佐陀川、精進川、加茂川、旧加茂川、日野川、板井原川）について、計画規模降雨における洪水浸水想定区域図を作成し、県のホームページ等で公表済みであり、これらの想定最大規模降雨における想定区域図も公表している。 水位周知河川以外の河川については、浸水範囲を明記した鳥取浸水リスク図について公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 日野川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を日野川河川事務所ホームページ等で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の浸水想定区域の取扱いと周知方法について検討していく必要がある。 浸水想定に応じた避難先の考え方について更なる周知が必要。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定に応じた避難先の考え方について更なる周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 低地における内水氾濫への取り組み強化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を反映したハザードマップの作成を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正を踏まえた県管理河川の浸水想定に準じたハザードマップの作成、周知を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水深の色による区分けの表示が、従来よりも広くなったため、具体的（何mくらい）な浸水深がイメージしづらくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 配布している防災マップ（ハザードマップ）では浸水リスクがイメージしにくいと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のハザードマップのみでは浸水リスクがイメージし辛い為、ハザードマップの見直しを検討しているものの、なかなか着手できない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の浸水想定区域の取扱いと周知方法等について検討していく必要がある。 浸水想定に応じた事前の備え、避難行動について更なる周知が必要。 国、県の防災学習等を活用して専門知識の学習。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の改定により、新たに浸水想定区域（鳥取方式洪水浸水リスク図）を掲載するため、これについて周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川については、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域等を既に公表しているが、住民に浸水リスクを認識していただく必要がある。 公開している情報が住民にわかりやすい情報となっているか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。 		

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方气象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
洪水時における河川管理者等から関係機関へ情報提供等の内容・タイミング	現状	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報の提供を受けている。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。	・水位通報河川が指定されており、水防団待機水位及びはん濫注意水位の到達情報の通知がある。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。 ・防災に対応する部署を作り、防災専門員を設けた。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。 ・情報伝達の手段としてホットラインを構築している。	・気象状況に応じて、各機関から降雨、雨量、水位等の情報提供を受けている。	・河川水位や雨量情報等を県ホームページ（防災情報）等で情報提供している。 ・水位周知河川等について、河川水位に応じて「水防警報」や「避難判断水位」を定め、関係市町村向けに通知している。 ・局長と関係市町村長との情報伝達の手段として「ホットライン」を構築している。 ・各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。	・河川水位や降雨等の状況に応じて、避難等に資する「洪水予報」を日野川河川事務所と共同発表することとしている。（FAX、メール） ・気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。 ・特別警報を発表する場合には、気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。	・水位、雨量情報については、ホームページ等で情報提供している。 ・河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・決壊、越水等重大災害発生のある場合には、日野川河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をすることとしている。	・洪水予報等の防災情報の意味が住民に十分認知されているとはいえず、とるべき行動に繋がっていない。 ・提供された情報の内容と、その時の気象状況があり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。
	課題	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、住民への情報提供のタイミングに悩むことがある。	・提供された内容と、その時の気象状況が一致しないこともあり、対応に苦慮することがある。	・情報を受け次第、早目・わかりやすい情報提供に努めたいと考えているが、洪水予報等の防災情報の意味が住民に十分認知されていない。	・国、県と連携しながら家庭及び地区で取り組むマイ・タイムラインの検討を促進する。	・河川管理者は、ロスなく確実に水位情報、水防警報を関係機関に伝達する必要がある。 ・防災行動計画（タイムライン）及びホットラインの運用を開始したばかりであり、今後の運用上の問題点等の検証が必要である。	・防災行動計画（タイムライン）及びホットラインの運用を開始したばかりであり、今後の運用上の問題点等の検証が必要である。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 ・水位の名称が多数あり、一般住民が分かりにくい。 ・現在の切迫性、とるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。 （防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。） ・外国人、障がい者等へ確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。	・洪水予報等の防災情報の意味が住民に十分認知されているとはいえず、とるべき行動に繋がっていない。	
避難指示等の発令基準	現状	・氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれのあるとき。 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めるとき	・河川が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇により、氾濫危険水位に近接すると想定される等洪水の恐れがあるとき発令する。	・国土交通省や県が提供している洪水予報、河川の水位等の情報のほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断し発令する。 法勝寺川において、2箇所まで水位を確認する。	・氾濫注意水位及び氾濫危険水位を超え、又は越えることが見込まれる時。 ・上流観測所において、前述の状況になった時に、総合的な判断を行った時。 ・堤防の決壊に繋がるような漏水を発見した時又は決壊した時。	・河川がはん濫注意水位を超え、なお水位の上昇により、はん濫の発生が想定される時。 ・河川ごとに、降雨量、今後の気象予測、河川巡視等の状況等を総合的に判断して発令。	・国土交通省や県が提供している洪水予報、河川の水位等の情報のほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況を総合的に判断し発令する。	・地域防災計画であらかじめ定めた基準に基づき、実況の気象や気象予想、流域雨量等を総合的に判断して発令する。	・地域防災計画で、発令の判断基準を定め、気象状況等を総合的に判断し発令する。	・県地域防災計画に河川毎に発令基準を定めているが、河川水位のみならず水位上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象条件を総合的に判断して発令している。 ・避難指示等の判断基準となる水位が、国と県で一致していないため、関係市町村が混乱しないよう当分の間の運用基準を周知している。	・避難指示等の判断基準となる水位が、国と県で一致していないため、関係市町村が混乱しないよう当分の間の運用基準を周知している。	・避難指示等を発令するタイミングや発令範囲について、浸水範囲が広い場合、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。 ・河川ごとの総合的なタイムラインが必要である。また、早めの避難が必要になることから、早い段階でのより精度の高い予報が必要。	
	課題	・河川ごとにタイムラインが異なるため、河川ごとの総合的なタイムラインが必要である。また、早めの避難が必要になることから、早い段階でのより精度の高い予報が必要。	・避難指示を発令するタイミングや発令範囲について、発令のタイミングが難しい。現時点で内水氾濫を想定し、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。	・避難指示等を発令するタイミングや発令範囲が広い場合、事前に発令の範囲を定めておくことが困難。	・夜間に避難指示等を発令する際、事前に情報提供しておかなければならない。 ・情報提供範囲をあらかじめ定めておかなければならない。	・対策法改正により避難指示等を発令するタイミングが難しくなった。	・浸水想定区域内で水位に基づいた避難範囲を事前にどう設定するか、浸水想定区域内の自治会等との調整が必要。	・河川が町内広範囲に広がっており、浸水想定区域ごとの細かな基準が定まっていない。 ・カメラ・水位計が増えたことにより判断がしやすくなった。	・避難情報の発令区域を絞り込むことの認識が乏しいところであるが、土砂災害を含めた判断となり、発令対象地域以外の安全を担保できないなど、リスクマネジメント上、発令対象地域を広域化せざるを得ない。	・これまで発令は町全域に対して行っていたが、災害リスクにより範囲を絞って発令することも検討する。	・現時点では、国ガイドラインと県の避難指示等の判断基準となる水位に不整合がある。 ・市町村長に対し、助言を行う者の育成（増員）が必要である。 ・県も市町村職員の研修に積極的に関わり、防災担当者の育成に努める必要がある。	・市町村長に対し、助言を行う者の育成が必要である。	

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
住民等への 情報伝達の 体制や方法	現状	・避難勧告等については、次の手段により伝達を行う。 ・防災行政無線、防災ラジオ、あんしんトリビメール、ホームページ、ツイッター、テレビ、ラジオでのテロップ放送、市の広報車 ・消防団員や自治会長、民生委員、自主防災組織での連絡や広報	・避難勧告等については、次の手段により伝達を行う。 ・防災行政無線、あんしんトリビメール、ホームページ、テレビ、ラジオでのテロップ放送、市の広報車など	・住民への避難指示等の情報伝達については、様々な手段を用いて、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意して伝達する。 ・防災行政無線、広報車（町広報班・消防団） ・町ホームページ ・ケーブルテレビ等 ・拡声器付き広報車、町職員、消防団員と兼任する水防団員による巡視により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して伝達する。	・避難準備情報発令時には、防災行政無線、屋外スピーカー、ケーブルテレビ、エリアメール、消防団が兼務する水防団へのメール、町職員へのメール。	・伝達関係 防災行政無線放送、文字放送、広報車、自治会長・消防団への連絡、避難行動要支援者への連絡、村HPへの掲載等により、全ての住民に伝わるよう留意して伝達する。	・住民への避難勧告等の情報伝達については、防災行政無線、広報車、町ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、自治会（自主防災組織）、町職員、消防団員と兼任する水防団員に連絡し、関係地域内の全ての住民に伝わるよう留意して伝達する。	・防災行政無線放送、文字放送、広報車、自治会長・消防団への連絡、避難行動要支援者への連絡、町HPへの掲載。	・町内全戸に設置された防災行政無線、町ホームページ、エリアメール等を通して適宜必要な情報を伝達している。	・防災行政無線放送、文字放送、広報車、自治会長・消防団への連絡、避難行動要支援者への連絡、町HPへの掲載。	・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、及びCATV等で発信している。 ・水位情報、水防警報をあんしんトリビメール、Lアラートで発信している。	・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供	・高齢者、外国人、障がい者等への情報伝達方法の検討が必要。 ・現在の切迫性やとるべき行動について、住民へより理解でき、かつ行動できる伝達内容とする必要がある。 ・住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。 ・情報の錯綜を防ぐための情報管理方法の検討が必要。
	課題	・高齢者や障がい者、外国人等へのより細やかな対応が必要。 ・災害等の情報を住民自らが得るための、手段や方法の周知	・高齢者や障がい者、外国人等へのより細やかな対応が必要。 ・災害等の情報を住民自らが得るための、手段や方法の周知	・高齢者や障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討が必要。	・避難準備情報等を視覚及び聴覚に障害のある方、またはその両方の障害をお持ちの方にどのように伝えるか。 ・情報の錯綜を防ぐための情報管理方法。	・高齢者や障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討が必要。	・現在の切迫性やとるべき行動について、住民へより理解でき、かつ行動できる伝達内容とする必要がある。 ・高齢者、障がい者、外国人等情報が伝わりにくい方への情報伝達手段を検討する必要がある。	・高齢者、障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討。 ・外国人へは事業者を通じて伝達してもらうようにしている。	・現在の切迫性、とるべき行動について、住民へより分かりやすい情報とする必要がある。 ・外国人、障がい者等へ確実に、迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・防災気象情報の意味が理解されず、とるべき避難行動につながらない危険性がある。 ・避難情報、避難行動の空振りや許容する住民意識の醸成（信頼性の向上）	・高齢者、障がい者、外国人等への情報伝達方法の検討	・事態の切迫性、とるべき行動について、住民へより分かりやすい情報とする必要がある。 ・外国人、避難行動要支援者等へ確実に、迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。	・事態の切迫性やとるべき行動について、住民への普及啓発が不十分。 ・住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。 ・インターネットが使えない住民への情報伝達方法が課題。	
避難場所・ 避難経路	現状	・避難場所等については、市の地域防災計画に定め、市の広報誌やホームページ、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うこととしている。	・避難場所等については、市の地域防災計画に定め、市の広報誌やホームページ、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、出前講座等で地域住民自ら確認し判断できるように促している。	・避難場所等については、町のホームページや指定避難所リストの配布、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、地域において避難場所までの避難経路等について検討している。	・地域防災計画で避難所を23カ所設定しハザードマップにより周知している。	・避難場所等については、村のホームページや指定避難所リストの配布、ハザードマップ等により周知している。 ・避難経路については、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。	・避難場所等については、町地域防災計画に定め、ハザードマップの配布やホームページ等により周知している。 ・避難経路については、定めていないが、地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努めている。	・町ホームページや地元説明会、防災訓練の際の避難所リストの配布。 支え愛マップ作成時での避難場所、避難経路確認。	・避難場所等については、地域防災計画に定め、町ホームページ、指定避難所の位置を掲載した日野町防災マップを配布して周知している。	・避難場所等については、町地域防災計画に定め、ハザードマップの配布やホームページ等により周知している。	・日野川における、想定最大規模降雨による浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を日野川河川事務所のホームページ等で公表し、自治体で作成するハザードマップ作成の支援をしている。	・想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対して、現在の避難場所、避難計画等の説明が困難である。 ・複数の河川の氾濫が予想されるので、避難経路や避難場所について、複雑かつより具体的な対応が求められる。	
	課題	・複数の河川の氾濫が予想されるので、避難経路や避難場所について、複雑かつより具体的な対応が求められる。	・ハザードマップ、出前講座等により周知を徹底する必要があるが、コロナ禍の影響や対応する人員が不足している。	・公表された想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対して、現在の避難場所、避難計画等の説明が困難である。 ・新たな指定避難所の確保ができるか検討が必要。 ・避難経路は、災害の状況により変わるため避難路を特定することは困難である。 ・避難所となる公民館の多くが浸水想定区域内に存在している。	・避難経路については全集落を対象に実施している防災説明会で依頼はおこなっているが、設定に至っていないのが現状。	・村内全域が浸水想定区域となる。災害の状況により避難経路を選定する必要があるため、特定の経路を定めることは困難である。	・特定の経路が定まっている。	・移動に車を必要とする地区で、特に住民の人数が少なく、高齢者の多い地区においては、避難方法の確保が困難である場合が想定される。 ・複数の自治体を想定した共助のあり方、自主防災体制を検討する必要がある。	・今年度ハザードマップを改定し、新たに浸水想定区域を掲載するため、避難場所・避難経路について見直しを行い、周知を図る必要がある。				

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
避難誘導体制	現状	・警察官や市の職員、消防団員の他、自治会や自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたる。	・警察官や市の職員、消防団員の他、自治会や自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたる。	・町職員、自主防災組織、消防団員と兼任する水防団員が連携して危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・災害対策本部の指示により、地区防災代表、区長及び消防団員が誘導者となる。 ・また警察官も特に急を要する場合は避難を指示し誘導にあたる。	・村職員、水防（消防）団員、自主防災組織等が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を行う。	・町職員、水防（消防）団員、自治会（自主防災組織）が連携し、警察の協力を得ながら避難誘導を行う。	・自主防災組織職員、自治会長及び消防団員などが誘導者となる。	・町職員、水防（消防）団員、自主防災組織等が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を行う。	・町職員、自主防災組織、消防団員と兼任する水防団員が連携して危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。			・悪天候下や深夜などの時間帯での誘導体制や人員の確保が必要である。
	課題	・悪天候下や深夜などの時間帯での誘導判断や大規模災害の際の誘導する人員の確保。	・誘導員を対象とした訓練の不足	・深夜などの誘導体制と人員確保が必要。	・夜間に避難指示が発令された際に誘導者となる人員が少ない場合の対応 ・大雨により洪水が発生した場合、同時に複数の災害が発生していることが想定され、日中だとしても人員配置を考慮する必要がある。	・深夜などの誘導体制と人員確保。	・悪天候下や深夜などの時間帯で安全に避難できる人員や体制の確保。	・特に夜間での体制と人員確保。 ・気象台の予測に期待している。	・安全な時間帯での避難誘導を行うことが基本であるが、仮に夜間や状況が悪化した場合に避難誘導を行う場合の体制と人員確保。	・深夜などの誘導体制と人員確保が必要。			

②水防に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
水防関係者等への河川水位等に係る情報提供	現状	・米子市地域防災計画の水防計画に規定している通報系統図による。		・ホームページ、ケーブルテレビ、防災無線等での周知。	・防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、広報車、エリアメール等で周知	・防災行政無線、ホームページ、広報車、メール、SNS、電話等による。	・防災無線、ケーブルテレビ、ホームページ、メール、S N S、電話等による。	・河川水位等の情報は防災行政無線等で発信している。	・防災行政無線、ホームページ、広報車、メール、電話等による。	・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、及びCATV等で発信している。	・洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。 ・防災行動計画（タイムライン）の伝達系統図等により情報伝達を行っている。	・水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥根県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	・気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 ・水防団員への正確かつ迅速な情報提供の徹底と指示体制の検討が必要である。
	課題	・より状況に即した情報の提供が必要。消防団員と兼任する水防団員への情報提供を行うため、水位上昇予測の情報が必要。		・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。	・視覚及び聴覚に障害のある方、またはその両方の障害をお持ちの方にどのように伝えるか。 ・水防（消防）団員への水位情報の提供	・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。	・消防団員と兼任する水防団員へ確実に情報伝達ができる手段の確保が必要	・消防団員への正確かつ迅速な情報提供と指示体制。	・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。 ・インターネットを利用したリアルタイム防災気象情報の活用促進（状況の可視化）。	・消防団員と兼任する水防団員への情報提供の徹底が必要。	・気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。		
河川の巡視区間	現状	・特に定めていないが、水防警戒情報等により、消防団員と兼任している水防団員に巡視を依頼している。		・各消防団員と兼任する水防団員が管轄する範囲の河川区間	・過去の被害箇所その他特に重要な危険箇所重点を置く	・特に定めていないが、各消防団員と兼任する水防団員の管轄区域における河川について巡視を行うこととしている。	・特に定めていないが、各消防団員と兼任する水防団員が管轄する範囲の河川について巡視を行っている。	・各消防団分団の管轄区域での巡視を行う。	・特に定めていないが、各消防団員と兼任する水防団員が管轄する範囲の河川について巡視を行っている。	・県管理河川について、管理区間を県土整備局の河川監視員が定期的な巡視を行っている。		・直轄管理区間において、出張所において巡視を行っている。	・河川巡視のタイミングや確認方法について検討が必要。
	課題	・水防警戒情報による河川巡視を依頼する時間が難しい。		・河川巡視のタイミングや確認方法について検討が必要。	・巡視時の確認方法（チェックポイント）及び報告方法の統一化が必要。	・河川を巡視する時期や確認の方法の習得が必要。	・河川を巡視する時間や確認の方法。	・巡視のポイント、確認の方法の習得。	・河川を巡視する際の安全管理、確認方法及び連絡手段等の再徹底が必要	・河川を巡視する時間や確認の方法。			
水防訓練	現状	・水防研修（座学）を予定していたが、コロナ禍により中止とし、各分団にDVDを配布し、分団ごとに研修を行ってもらった。		・国や県主催の水防訓練が県西部地区で開催される場合には参加し、様々な工法の習得に努めている。	・消防団員を対象に、米子消防署南部出張所の指導のもと積み土嚢工法等の訓練を実施	・国や県主催の水防訓練が県西部地区で開催される場合には参加し、様々な工法の習得に努めている。	・町独自では、実施していない。3年に1回の県水防訓練に水防団員（消防団員）が参加している。	・毎年度内容を検討しつつ、6月末に行っている。	・国や県主催の水防訓練が県西部地区で開催される場合には参加し、水防工法の習得に努めている。	・特記する取組み実績なし。	・出水期前に、県の総合水防訓練を実施している。	・水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が開催する水防訓練に要請に基づいて防災気象情報（模擬）を提供している。	・東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ない（web講習のみ）。
	課題	・知識として身に着けることは、できると思うが、実際に行動してみる必要がある。			・水防団は消防団も兼ねているため、水防に関する知識にたけた人材もいないため、なかなか独自の水防訓練の実施は難しい。（土嚢作りは、年1回程度実施。）	・水防団は消防団も兼ねているため、水防に関する知識にたけた人材もいないため、なかなか独自の水防訓練の実施は難しい。	・消防団員以外の参加率が高く、課題は特に無し。継続して行っていきたい。	・消防団が水防団も兼ねているため、独自の水防訓練の実施が困難。	・東中西部の3か所で持ち回り実施のため、3年に1回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ない（web講習のみ）。				

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ		
水防資機材の整備状況	現状	・主要な河川については、ある程度の資機材は確保している。	・主要な河川については、ある程度の資機材は確保している。	・一定の資機材整備は実施している。	・町としても資機材を整備しているが不足資機材がある場合は、南部町建設業協会と災害時における応急対策業務等に関する協定を結んでおり必要に応じて資機材の提供を受けることができる。	・一定の資機材整備は実施している。	・一定の資機材整備は実施している。	・ひととおりの資機材や、土のうの備蓄などは行っている（役場の防災倉庫）。	・ホームセンターとの協定、分散備蓄。	・一定の資機材整備は実施している。	・土壌の分散配置。	・一定の資機材整備は実施している。	・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充している。	・根固ブロックや大型土のう等を所定の場所に備蓄し、適宜補充している。	・水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。
	課題	・広範囲の水害に対応するために資機材の保管場所の確保。	・より充実した資機材を揃える必要があるが費用面の問題等がある。	・より充実した資機材を揃える必要があるが費用面の問題等がある。	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・資機材が不足した際の応援体制の確認	・気象状況が激甚化していく中、水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。		・より充実した資機材を揃える必要があるが、保管場所や費用面の問題等がある。
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	・公民館や学校等の避難施設について、耐震化等の整備を進める。また、本庁舎については、電力確保対策として、自家発電機を設置した。	各施設については、電力確保対策として、自家発電機又はポータブル発電機を設置した。	・災害対策本部を設置する役場本庁舎へ非常用発電機整備等を行い活動拠点としての機能を確保する。	・庁舎等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。	・村内全域が浸水想定区域となるため、防災拠点となる役場庁舎の非常用電源及び電算システムは高所に設置し、最低限の水害対策にとどまる。	・防災拠点になる庁舎（本庁、支所）は浸水想定区域にはないため、特に水害時の対応は定めていない。	・庁舎や病院、現地の災害対策拠点となる地域振興センターには非常用電源を配備している。	・役場の電源位置を見直す計画がある。	・防災拠点となる役場庁舎の非常用電源及び電算システムは高所に設置し、防災活動拠点としての機能を確保する。	・庁舎の電源設備は高い位置に設置し、浸水対策を行っている。また、総合健康福祉センターに今年度新たに非常用電源を整備中。	・計画規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。（各総合事務所等）	・鳥取地方気象台（鳥取第3地方合同庁舎）について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域から外れている。	・施設は上階や嵩上げしているため浸水しないことを確認済。	・想定最大規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策の必要性について検討が必要である。
	課題		施設によっては避難の状況等により、電力の不足や燃料の不足が懸念される。		・災害対策本部である法勝寺庁舎が浸水するための		・役場や病院はもとより、各地域振興センターでの備蓄が不足している。	・日南病院がレッド地域であり浸水の可能性がある。					・想定最大規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策の必要性について検討が必要である。	・想定最大降雨時の代替施設や移動経路や手段の確保の検討が必要である。	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ		
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	・排水資機材の整備に費用面の問題がある。	・排水ポンプについては、担当している各所管が管理操作している。	・樋門の管理は、土地改良区で行っている。	・南部町境地区の排水ポンプ（県・町共同設置）は町が操作し、操作要領も作成	・樋門の管理は、土地改良区で行っている。	・一部の堰にラバー堰を使用している	・消防ポンプの活用検討・訓練している。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・排水施設及び設備は整備されていない。	・想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。
	課題	・排水資機材については、担当している各所管が管理操作している。	・この度の想定最大降水量見直しに伴う、排水先の検討。	・排水機材の整備、充実を検討。	・排水ポンプの操作訓練を行う必要がある。	・排水施設及び設備の整備は、費用面の問題等がある。	・排水施設及び設備の整備は、費用面の問題等がある。	・排水ポンプ等の設備は整備されていない。	・排水施設及び設備の整備は、費用面及び人手の問題等がある。	・排水ポンプ等の整備はされていない。	・今後も、適切な訓練・点検を行う必要がある。			・事後にポンプ車や照明車を配備済。	・想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
堤防等河川管理施設の現状の整備及び今後の河川整備	現状									・河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備、内水対策のための排水機場整備、浸透流対策などの質的強化対策を行っている。(加茂川、精進川、小松谷川、日野川、水貫川、佐陀川)		・河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	・改修の必要性・緊急性を見極め効率的・効果的な対策を引き続き進めていく必要がある。 ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。
	課題									・改修の必要性・緊急性を見極め効率的・効果的な対策を引き続き進めていく必要がある。 ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある		・昭和20年9月洪水、昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 ・危機管理型のハード整備の検討が必要である。	
河川管理用通路等の状況	現状									・管理用通路が未整備、未舗装であったり、除草等が不十分な河川もある。			・水防活動や河川管理を適切に行うため、管理用通路を管理、整備する必要がある河川もある。
	課題									・水防活動や河川管理を適切に行うため、管理用通路を管理、整備する必要がある河川もある。			

⑤防災教育等に関する事項

項目	米子市	境港市	伯耆町	南部町	日吉津村	大山町	日南町	日野町	江府町	鳥取県	気象庁 鳥取地方気象台	国土交通省 中国地方整備局	課題のまとめ
小中学生等を対象とした防災教育	現状	・小学生を対象とした防災学習教材を作成した。	・小学生4年生から6年生に対し、出前講座を実施している。	・小中学校からの要請により、町職員が防災に関する授業を行っている。	・小中学校の防災訓練時に町職員が防災に関する説明を行っていたが、本年度から米子県土整備局からの防災教育を受けた。	・小学校で年1回は防災訓練とその後の反省会的なことは行っている。	・実施していない。	・小中学校避難訓練への消防団員の参加(毎年度実施)。	・小中学校が行う防災教育に、職員が出向いて防災に関する授業等を行っている。 ・国、県の防災学習制度の紹介。	・中学校で防災教育を行っている。	・小中学校と連携した水害(防災)教育を実施している。	・鳥取県教育委員会と連携し、学校安全教育推進委員会の専門家派遣事業に参画し、防災(気象や地震)教育を実施している。	・年間カリキュラムの中に授業の一環として定期的に時間を取ることは難しい。 ・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。
	課題	・年間カリキュラムの中に授業の一環として定期的に時間を取ることは難しい。	・中学校での実績がなく、周知不足である。			・大事なことではあるが、なかなか授業の一環として定期的に時間を取ることは難しいようです。	・学校側では防災教育の重要性は理解できても、現状の授業に組み込ませるには、かなりの調整を要する。	・具体的な水害を想定した訓練は、未だ行っていない(火災被害・地震被害は実施)。	・段階的な防災教育が重要であるが、授業の一環として定期的に時間を確保することが難しいようである。 ・将来の地域防災の担い手を育成するためには、幼児期からの段階的な総合防災教育が必要である。		・学校教育関係者向け研修や講座等学習の場を設けることが必要である。 ・教育委員会等の学校教育関係者の協力が不可欠。		
地域住民に対する防災知識の普及	現状	・自治会や自主防災組織に出前講座を行っており、水害に関する説明会を実施している。	・自治会や自主防災組織に出前講座を行っており、水害に関する説明会を実施している。	・年1回 町全体での避難訓練を行っている。	・町内の全集落を対象に防災に関する説明会を実施している。(現在、約50%の集落で実施済み)	・年1回、住民参加型の防災訓練を行い、防災知識の普及に努めている。 ・各自治会で、年1回は防災活動(避難訓練、消火訓練及び講演会など)を実施してもらい、消防団等にも協力をしてもらっている。	・防災マップに防災知識を掲載しており、防災に対する啓発を行っている。 ・また、地域が主体となって防災訓練等に合わせた研修が行われている。	・各地域で防災士の養成をするため、資格取得費用の一部を助成する。	・年一回、全町で防災訓練を行っている。 ・支え愛マップづくり。 ・自治会又は自主防災組織等からの要請で出前講座を実施している。	・年1回 町全体での避難訓練を行っている。 ・また、民生児童委員会や老人クラブ役員会などで防災研修会を実施した。	・地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ・防災サインの普及に努めている	・地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。	・防災訓練や水防訓練などは毎年度実施しているが、具体的な防災知識普及のための研修などは不足している。 ・防災リーダーの育成が必要である。
	課題	・防災訓練や地区の防災行事や講演会にしても、参加する人と参加しない人は、概ね決まっている。	・防災訓練や地区の防災行事や講演会にしても、参加する人と参加しない人は、概ね決まっている。			・防災訓練や地区の防災行事や講演会にしても、参加する人と参加しない人は、概ね決まっている。	・防災教育・研修は、新型コロナ対応などで集合して行うことが困難な現状がある。今後は、集合学習もけいぞくさせつつ、オンライン等を活用した個別対象の研修のあり方を検討する必要があるのではないかと認識している。	・防災訓練や水防訓練などは毎年度実施しているが、具体的な防災知識普及のための研修などは不足しているのが現状 ・防災士の活用も行いたい。 ・防災教育の回数は増えたと認識している。	・地域の特性に応じた防災体制づくりにつなげることが重要。 ・地域の防災リーダーの育成が必要である。	・防災知識の普及を図るため、防災学習の場を増やしていく必要がある。	・防災リーダーの育成が必要である。 ・河川防災担当職員(危機管理部局を含む)を対象とした研修の実施が必要である。 ・県も市町職員の研修に積極的に関わる必要がある。		

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局					
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期		
1. 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化																														
(1) 地域の防災体制づくり																														
■地域の支え愛防災マップづくりを通じた地域防災力向上の取組																														
		防災学習、出前講座等の実施	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	マップづくり及びマップの修正を支援する。	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	出前講座、防災学習の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	支え愛防災マップ作成に依り、自治会からの要望等により実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	防災学習、出前講座等の実施、講師の派遣	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施	防災学習、出前講座等の実施	継続実施		
		現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	マップづくり及びマップの修正を支援する。	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	支え愛防災マップ作成に依り、自治会からの要望等により実施	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施	現場点検やワークショップを交えた支え愛防災マップの作成支援	継続実施		
		マップ等を活用した防災訓練の実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップづくり及びマップの修正を支援する。	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	町内全体で年1回実施している防災訓練において、自治会ごとにマップを活用した避難訓練を実施を推進・周知	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施	マップ等を活用した防災訓練の実施	継続実施		
■住民主体の防災体制づくりの推進																														
		防災リーダーの育成	防災リーダーの育成	継続実施	防災リーダーの育成	継続実施	全7自治会から防災士を育成。防災士を中心に、自治会を主体とした防災を推進。	継続実施	防災リーダーとしての活動できる町民の育成を図るため、防災リーダーに適任と認められる町民や自主防災組織等に研修の機会を周知し、積極的な参加を促す。	継続実施	防災リーダーの育成	継続実施	防災リーダーの育成	継続実施	防災リーダーの育成	継続実施	一般住民の防災士の資格取得を検討	継続実施	防災リーダーの育成	継続実施	避難所運営指針の作成や市町村向け研修会の実施	継続実施	関係機関と連携し養成講座に講師の派遣	継続実施	関係機関と連携し養成講座に講師の派遣	継続実施	関係機関と連携し養成講座に講師の派遣	継続実施		
		自主防災組織等の研修、講師の派遣	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	要望があれば、講師派遣（派遣依頼）を含めて検討する。	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自主防災組織等への消防団員、講師の派遣	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	自主防災組織等の研修、講師の派遣	継続実施		
		自主防災組織への支援と消防団活動との連携	自主防災組織への支援と消防団活動との連携	継続実施	自主防災組織への支援と消防団活動との連携	継続実施	自主防災組織が実施する訓練への消防団の支援。 ・村防災訓練等における、自主防災組織と消防団との連携。	継続実施	自主防災組織へ出前講座を実施	継続実施	自主防災組織への支援と消防団との連携	継続実施	自主防災組織への支援と消防団との連携	継続実施	自主防災組織への支援と消防団との連携	継続実施	自主防災組織からの要望により避難訓練等を実施し、連携促進を図る。	継続実施	自主防災組織への支援と消防団活動との連携	継続実施	自主防災組織と消防団の連携支援	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防災や消防団活動を体験してもらう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るための交流の場を提供 ・市町村の自主防災や消防団の強化等に係る取組について財政支援	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防災や消防団活動を体験してもらう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るための交流の場を提供 ・市町村の自主防災や消防団の強化等に係る取組について財政支援	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防災や消防団活動を体験してもらう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るための交流の場を提供 ・市町村の自主防災や消防団の強化等に係る取組について財政支援	継続実施	・子育て世帯向けの防災体験プログラムの開催 ・学生に自主防災や消防団活動を体験してもらう事業の実施 ・地域防災に関わる多様な主体がネットワーク化を図るための交流の場を提供 ・市町村の自主防災や消防団の強化等に係る取組について財政支援	継続実施
■安全で安心して過ごせる避難所の開設																														
		必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	継続実施	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	継続実施	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢の構築	継続実施	必要な資機材の整備に努める。	継続実施	必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢を構築	継続実施	避難所、福祉避難所物品の整備	継続実施	各地域防災拠点への備蓄物品の分散した補充	継続実施	資機材の整備及び運搬・設置に係る習熟訓練の実施	継続実施	避難所開設に必要な資機材の整備促進 迅速な配備態勢の構築	継続実施	指定避難所、福祉避難所等への資機材整備等による避難環境整備 ・連携備蓄の取組において資機材を充実	継続実施	指定避難所、福祉避難所等への資機材整備等による避難環境整備 ・連携備蓄の取組において資機材を充実	継続実施	指定避難所、福祉避難所等への資機材整備等による避難環境整備 ・連携備蓄の取組において資機材を充実	継続実施	指定避難所、福祉避難所等への資機材整備等による避難環境整備 ・連携備蓄の取組において資機材を充実	継続実施		
		家庭における防災備蓄の充実と避難所への持参、持ち寄りの啓発	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	地域住民等を対象とした出前講座の実施	継続実施	防災マップの配布や自主防災疎域への出前講座、研修会で説明する。	継続実施	家庭の防災備蓄3日分を推奨 ・避難所への持参、持ち寄りを啓発	継続実施	防災のしおり、広報紙による啓発	継続実施	防災のしおり、広報紙による啓発	継続実施	広報誌での周知、地元役員会での啓発	継続実施	平常時からの情報提供、啓発活動の実施	継続実施	家庭における防災備蓄の啓発 避難所への持参、持ち寄りの啓発	継続実施	機会を捉えて普及啓発の実施	継続実施	機会を捉えて普及啓発の実施	継続実施	機会を捉えて普及啓発の実施	継続実施	機会を捉えて普及啓発の実施	継続実施		
		住民による避難所自主開設の体制整備	地域住民等を対象とした出前講座やHUGの実施	継続実施	地域住民等を対象とした出前講座やHUGの実施	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施	防災訓練の実施	継続実施	地域・自主防災組織向けの避難所運営マニュアルの作成	継続実施	防災訓練等への参加による自主開設のための訓練実施	継続実施	住民による避難所自主開設の体制整備	継続実施	避難所の自主運営に関する理解浸透を図るための地域へのアドバイザー派遣 ・地域の防災の担い手を避難所運営リーダーとして養成する市町村職員向けの研修会等を実施	継続実施	避難所の自主運営に関する理解浸透を図るための地域へのアドバイザー派遣 ・地域の防災の担い手を避難所運営リーダーとして養成する市町村職員向けの研修会等を実施	継続実施	避難所の自主運営に関する理解浸透を図るための地域へのアドバイザー派遣 ・地域の防災の担い手を避難所運営リーダーとして養成する市町村職員向けの研修会等を実施	継続実施	避難所の自主運営に関する理解浸透を図るための地域へのアドバイザー派遣 ・地域の防災の担い手を避難所運営リーダーとして養成する市町村職員向けの研修会等を実施	継続実施		
(2) 住民の水害に対する心構えと知識を備える方策																														
■防災学習・教育、意識啓発																														
		鳥取型防災教育の充実・拡大・防災教育の促進	鳥取型防災教育の推進	継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	防災教育の推進	継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	鳥取型防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	継続実施	小中学校等と連携した防災教育の推進	継続実施	鳥取県教育委員会と連携した防災教育の推進	継続実施	関係機関と連携した水害（防災）教育の実施	継続実施	関係機関と連携した水害（防災）教育の実施	継続実施	関係機関と連携した水害（防災）教育の実施	継続実施		
		水害・土砂災害等に関するシンポジウム	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び周知	継続実施	シンポジウムへの参加及び広報周知	継続実施	水害・土砂災害等に関するシンポジウムへの参加及び広報周知	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	シンポジウムへの参加及び周知。また、必要に応じて研修講師の派遣	継続実施		
		地域の防災学習会、出前講座等	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	要望があれば、講師派遣（派遣依頼）を含めて検討する。	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等	継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	継続実施	自治会からの要望等により実施を検討	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等への講師派遣	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等の実施	継続実施	地域の防災学習会、出前講座等の実施	継続実施		

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局				
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	
■行政等の防災力向上																													
		河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	開催予定があれば、参加する。	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	研究会等への参加	継続実施	市町村長、防災担当者への研修への参加	継続実施	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修（幹旋）	継続実施			
		市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施			市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施	避難訓練などの実施に係る協力情報伝達・共有化の体制の確認	継続実施	市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有化の体制づくり	継続実施									
2. 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策																													
(1) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進																													
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進																													
		重点的な流下能力対策の推進																									加茂川、精進川、小松谷川、日野川ほかにかかる河川改修を推進	継続実施	
		堤防の浸透対策、パイピング対策の実施																									佐陀川にかかる堤防の浸透対策・パイピング対策等質的強化対策の推進 河川堤防評価の結果を踏まえ、詳細調査及び実施箇所 の検討及び実施	継続実施	
		内水対策の推進																									水貫川にかかる内水対策の推進	継続実施	
		計画的な予防保全型維持管理の推進																									河川維持管理計画、長寿命化計画による維持管理の推進	継続実施	
■危機管理型ハード対策の推進																													
		県管理河川において、堤防天端の保護を目的とした舗装を実施																									堤防舗装箇所の検討及び実施	継続実施	
(2) 河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化																													
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備																													
		重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置																									河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置箇所の検討及び実施	継続実施	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																													
		ICTの活用や住民等との協働による河川巡視・点検の効率化																											
		・ICTの導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積																									ICTの導入による危険箇所の定点観測と経年データの蓄積	継続実施	
		・点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）																									点検を担う人材育成（一般住民、防災ボランティア等）	継続実施	
		水防団・住民等との協働による水防体制づくり																											
		・出水時における水防団・市町村との連携・役割分担	重点監視区間の設定及び出水時における水防団・市町村との連携・役割分担	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団の巡回監視の実施	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団の巡回監視の実施	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	重点監視区間の設定及び水防団等の連携・役割分担の検討	継続実施	
		・地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	連絡体制の確認・構築	継続実施	連絡体制の確認・構築	継続実施		連絡体制の検討	継続実施	連絡体制の構築（Facebook等）	継続実施	地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	継続実施	連絡体制の確認・構築	継続実施	地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	継続実施	連絡体制の確認	継続実施	連絡体制の確認	継続実施	地域住民からの情報提供等の連絡システムの開発検討	継続実施						
		水防体制の強化																											
		・重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	重要水防箇所の見直しと水防団等との共同点検及び水防資機材の確認	継続実施	
		・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員（消防団員）確保のための広報等の検討及び実施	継続実施		水防団員（消防団員）の確保対策を検討	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	水防団員確保のための広報等の検討及び実施	継続実施	消防団の加入促進及び活動支援	継続実施
		・水防団間での連携、協力に関する検討	水防団間での連携、協力の検討	継続実施	水防団間での連携、協力の検討	継続実施	近隣水防団との合同訓練	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	水防団間での広域的な連携、協力の検討	継続実施	
		・総合防災訓練・水防講習会	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会	継続実施	年1回、水害に限定せず総合防災訓練を実施する。	継続実施	総合防災訓練・水防講習会	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施	関係機関と連携した訓練の実施	継続実施	

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局			
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期
(3) 平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策																												
■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組																												
		浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備、排水対策の推進	排水施設・資機材及び樋門等の運用方法の確認と改善検討 情報伝達体制・方法の検討及び警戒避難体制の整備	継続実施					樋門操作の省力化を検討する。 警戒避難体制の整備	継続実施	排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	継続実施	排水施設・資機材及び樋門等の管理体制の確認と警戒避難体制の整備	継続実施	樋門等の適正な管理体制の確認、徹底及び警戒避難体制の整備	継続実施	樋門等の適正な管理体制の徹底及び警戒避難体制の整備	継続実施	樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	継続実施	排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備	継続実施				排水施設の運用方法の確認と改善検討（排水計画作成）	継続実施	
		ダム柔軟な運用について、操作規則等の総点検の実施																				ダム柔軟な運用について、操作規則等の総点検の実施	継続実施				操作規則等の点検及び検討	継続実施
		ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施							ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施	ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施				ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施	継続実施	
■流域一帯となった総合的な流木対策の推進																												
		流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の推進																				流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の推進	継続実施					
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																												
		市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	情報伝達体制・方法の充実	継続実施	総合防災訓練・水防講習会への参加	継続実施			庁舎及び病院等で浸水被害を想定していない。		情報伝達体制の充実	継続実施	情報伝達体制・方法の検討	継続実施	情報伝達体制・方法の検討	継続実施	情報伝達体制・方法の確認	継続実施	情報伝達体制・方法の確認	継続実施								
		市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）	非常用発電機の設置検討	継続実施	非常用発電機の設置検討	継続実施			庁舎及び病院等で浸水被害を想定していない。		非常用発電機の設置箇所の検討	継続実施			耐水化、非常用発電等の整備の検討	継続実施												
■ダム放流の安全・避難対策																												
		利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整																				利水管理者との調整協議	継続実施				操作規則等の点検及び検討	継続実施
		流入量予測の精度向上																				流入量予測の精度向上	継続実施				業務検討	継続
		ダム下流の浸水想定区域図の作成																									業務検討	継続
		水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	新たな情報発信方法の検討	継続実施	水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	継続実施					新たな情報発信方法の検討	継続実施			住民への情報提供方法について、現状の情報インフラの活用を踏まえ検討する。	継続実施	新たな情報発信方法の検討	継続実施	新たな情報発信方法の検討	継続実施	水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討	継続実施				ライブカメラの設置警報設備等の耐水化	継続実施	
		ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	継続実施					ダム放流時の安全な避難体制への協議を推進する。	継続実施			協議への参加	継続実施	住民への事前の情報提供及び避難方法、避難路などについて協議実施	継続実施	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を推進	継続実施	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	継続実施	ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める	継続実施				連絡協議会の開催	継続	
		堆砂対策の推進																				堆砂対策の推進	継続実施				堆積土砂の撤去	継続
		ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	継続実施					ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知を推進	継続実施					ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	継続実施	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知の推進	継続実施	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知の推進	継続実施	ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知	継続実施				見学会・出前講座等の開催	継続	
		避難タイムライン作成、避難訓練の実施																				ダム放流を想定した避難訓練等の実施	継続実施					
3. 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供																												
(1) 水害リスク情報等の共有																												
■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有																												
		水位周知河川等の指定促進	水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施					水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施	水位周知河川等の指定促進の検討	継続実施	水位周知河川等の指定促進	継続実施						
		浸水実績等の周知	浸水実績等の住民への周知	継続実施				・鳥取県等からの情報を、状況に応じてハザードマップ等にて住民へ周知する	継続実施	近年、広範囲にわたる浸水実績がない。		浸水実績等の住民への周知	継続実施	浸水実績等の住民への周知	継続実施	浸水実績等の住民への周知	継続実施	浸水実績等の住民への周知	継続実施	浸水実績等の住民への周知	継続実施	浸水実績等の収集整理及び情報提供	順次実施					
■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有																												
		想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供																				水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供	令和4年度から令和7年度					
		浸水実績等の周知（再掲）																										

項目	事項	項目	米子市		境港市		日吉津村		大山町		南部町		伯耆町		日南町		日野町		江府町		鳥取県		気象庁鳥取地方気象台		国土交通省中国地方整備局							
			実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期	実施内容	目標時期				
		多様な手段での河川情報の提供による確実な情報伝達																														
		・河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）																					河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）	継続実施								
		・ブッシュ型の洪水情報の発信																					ブッシュ型の洪水情報の発信の検討及び実施	継続実施								
		・防災サインの普及促進	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施	防災サインの普及促進	継続実施								
		重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲）																														
■要配慮者利用施設における確実な避難																																
		施設管理者への説明会実施	施設管理者への説明会実施	継続実施			施設管理者への説明会実施	継続実施			施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施					施設管理者への説明会実施	継続実施	必要に応じて研修講師の派遣	継続実施	施設管理者への説明会実施	継続実施				
		避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施	避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施	避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施	今後避難訓練の実施と併せて検討の上実施	継続実施					避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施			避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援	継続実施				
■市町村長による避難指示等の適切な発令のための環境整備																																
		避難指示等の目安となる河川水位情報の自動配信																										避難勧告等の目安となる河川水位情報の自動配信	継続実施			
		河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施	河川管理者と市町村長とのホットラインの定着	継続実施								
		過去の洪水時の雨量と水位の関係整理																										過去の洪水時の大雨パターンを検証。また水位周知河川の水位と洪水警報の危険度分布との対応を検証。	継続実施			
		わかりやすく切迫性のある河川情報画面の改良等（再掲）																														
		多様な手段での河川情報の提供による確実な情報伝達（再掲）																														
		防災行動計画（タイムライン）等の作成・配布による避難行動及びタイミングの明確化（再掲）																														
		重点監視区間の設定と河川監視カメラ・水位計・量水標等の設置（再掲）																														